

# 官報号外 平成十九年五月九日

○ 第百六十六回 参議院会議録第一一一号

平成十九年五月九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十二号

平成十九年五月九日

午前十時開議

第一 イーター事業の共同による実施のための  
イーター国際核融合エネルギー機構の設立に  
関する協定の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

第二 イーター事業の共同による実施のための  
イーター国際核融合エネルギー機構の特権及  
び免除に関する協定の締結について承認を求  
めるの件(衆議院送付)

第三 核融合エネルギーの研究分野におけるよ  
り広範な取組を通じた活動の共同による実施  
に關する日本国政府と欧州原子力共同体との  
間の協定の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

第四 農山漁村の活性化のための定住等及び地  
域間交流の促進に関する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

第五 国家公務員の育児休業等に関する法律の  
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

第六 地方公務員の育児休業等に関する法律の  
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

第七 国家公務員の自己啓発等休業に関する法  
律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方公務員法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する  
法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

二、国会職員法の一部を改正する法律案(衆議  
院提出)

三、国会職員の育児休業等に関する法律の一部  
を改正する法律案(衆議院提出)

四、農山漁村の活性化のための定住等及び地  
域間交流の促進に関する法律案(内閣提出、  
衆議院送付)

五、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する  
法律案について、提出者の趣旨説明

この際、日程に追加して、  
短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨  
説明を求めていた存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。柳澤厚生労働大臣。

(國務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手)

○國務大臣(柳澤伯夫君) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、就業形態が多様化する中で、短時間労働者については、その数の増加とともにその果たす役割の重要性も増大してきておりますが、短時間労働者の待遇は必ずしもその働きに見合つたものとなっていない状況にあります。短時間労働者一人一人が安心し納得して働くことを可能とし、ひいては我が国の経済社会の活力を維持していくためには、多様な働き方に応じた公正な待遇を実現することが極めて重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、政府といたしましては、短時間労働者について、通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図り、その有する能力を一層有効に發揮することができる雇用環境を整備するため、本法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

西島英利君 (西島英利君登壇、拍手)

○西島英利君 私は、自由民主党並びに公明党を代表して、ただいま議題となりましたいわゆるパートタイム労働法改正案について、総理及び厚労大臣に対し質問をいたします。

本論に入ります前に、冒頭、総理に初訪米を含むこのたびの歴訪についてお伺いをいたします。

総理は、先月下旬の訪米に続き中東五カ国を大変過密な日程で歴訪され、三日帰国されました。

本当に疲れさまでございました。

この一連の外國訪問を通じて、総理は改めて日米関係が我が国外交の基軸であることを示すとともに、日本が中東との関係を一層強化する姿勢を鮮明にされたと受け止めております。特に中東で

者との均衡の取れた待遇の確保を図るために事業主が講すべき措置を定めることとしております。

第三に、事業主は、その雇用する短時間労働者の措置を講じなければならないこととしております。

第四に、短時間労働者と事業主との間の紛争の解決を図るため、都道府県労働局において調停等を行うこととしております。

第五に、指定法人である短時間労働援助センターの業務の見直しを行うこととしております。

最後に、この法律は、一部を除き、平成二十年四月一日から施行することとしております。

は、総理は困難な状況下で活躍する自衛隊員諸君を激励されました。これは、我が国として中東地域の安定化とテロとの戦いに継続して取り組む意思の表れであると評価をいたしております。

日米首脳会談におきましては、日米両国が北朝鮮の拉致、核問題などにおいて今後とも完全に一致した対応をしていくという、北朝鮮に対して強いメッセージを発することに成功いたしました。

また、両首脳同士において、安全保障問題から環境問題など幅広い分野に至るまで率直な意見交換が行われ、地球温暖化に関しては共同声明を発表するなど、様々な合意を得ることができました。私は、この訪米を通じて、掛け替えのない日米同盟を相互に強く確認し合うことにつながつたと考えております。

そこで、まず改めて安倍総理から、このたびの歴訪の成果についてどのようにお考えになつておられるかお聞かせください。

次に、本論のパートタイム労働法改正案について伺つてまいります。

パートタイム労働者は、昭和五十五年は三百九万人、そして平成十二年では一千五十三万人と増加の一途をたどつてきました。そして、平成十三年以降は一千二百万人台で推移しており、今や雇用者全体に占める割合は二二・五%に達しております。

この増加の要因としては、労使双方のニーズに基づくものであるという見方もありますが、やはりバブル崩壊後、企業は生き残りを図らなければならず、厳しい人件費カットの一環で正規社員から非正規社員へのシフト化を大幅に進めたことが

大きいのではないかと認識をいたしております。

昔はパート労働者といえば補助的な労働者であるというイメージでしたが、今や基幹的な役割を担うパート労働者も増加しており、日本経済を支える労働力として欠かせない存在となつていると指摘があります。正社員的な働きをしているパート労働者の中には、必ずしも自らの待遇は働きに見合つた待遇を強く求めているという声があります。

パートタイム労働法は平成五年に制定されましたが、正社員とパート労働者の均衡待遇の問題に関しては、労使間において激しい対立が続き、指針の改定等はあつたものの、今まで法制化にはつながりませんでした。

安倍内閣は、昨年十二月、再チャレンジ支援組合プランにおいて、具体的な再チャレンジ支援策としてパートタイム労働法の改正を打ち出しました。総理がこの再チャレンジの大きな柱の一つとして正規・非正規労働者間の均衡待遇を目指すという強い姿勢を示されたことが、十四年ぶりとなる抜本的な改正案の提出につながつたと理解いたします。

そこで、安倍内閣として、再チャレンジ支援策の大柱として、何ゆえにパートタイム労働法の改正を打ち出したのか、併せて本法案の意義について総理にお伺いをいたします。

次に、均衡待遇について伺います。

先ほども少し触れましたとおり、パートタイム労働法制定以来、労使間において大きな課題となつておりましたのが正社員とパート労働者間との均衡待遇の問題でございます。

本法案においては、事業主はすべてのパート労

働者について正社員との均衡の取れた待遇に努め

る旨の規定が盛り込まれました。また、正社員と職務、転勤の有無等の人材活用の仕組み、契約期間が同じと見ることができるパート労働者には、賃金、教育訓練、福利厚生の待遇面において差別的な取扱いが禁止となりました。パートタイム労働は多様な働き方であるため、一律の雇用管理や待遇は困難であることから、働きに見合つた公正なルールを設けることが必要であります。

本法案では、パート労働者を正社員との態様の違いに応じて、同じと見ることができる者、職務と人材活用の仕組みが同じ者、職務が同じ者、職務も異なる者という四類型に分け、賃金、教育訓練、福利厚生の待遇面において法的な取扱いがそれぞれ異なっております。このように、法律上きめ細かい規定となつていることは妥当であると考えます。しかし、非常に分かりにくいという面もあります。また、パートの二極分化が進み、差別禁止の対象とならない多くのパート労働者の待遇が悪化するのではないかという懸念もあります。政府には、こうした声にこたえ、しっかりと丁寧に説明責任を果すべきだと考えます。

そこで、正社員と同じと見ることができるパート労働者の定義を伺うとともに、それ以外のパート労働者の態様ごとの待遇面の違いについて、柳澤厚生労働大臣に分かりやすく御説明をお願いいたします。

次に、正社員への転換の推進についてお伺いいたします。

十五歳から二十四歳の若年層の約四割はパート労働者であり、男性のパートも全体の約三割を占めています。就職氷河期においては、新規採用

の抑制を図つたために、正社員になりたくても非正規社員にとどまざるを得ない者も多くおりま

した。最近、一部の企業では非正規労働者の正社員への登用をするといった明るい動きも見られることになりました。しかし、まだまだ、一度パートになると、正社員への意欲があつてもそこから脱することができず、格差の固定につながつてしまつようになりました。しかし、まだまだ、一度パートになると、正社員に移行したいという意欲のあるパート労働者に対しては、企業を含めて社会全体で応援をしていくべきだと考えます。

そこで、本法案では、正社員への転換の推進のために企業に対してどのような取組を求めているのか、厚労大臣にお伺いをいたします。

次に、事業主への支援について伺います。

日本の景気全体が回復しているとはいえ、多くの中小企業者や零細企業はまだ厳しい状況が続いております。現に、今回の法改正による均衡のための負担に耐えられないという不安の声も聞こえてまいります。しかし、我々政権与党は、こうした現状を格差ととらえて批判するだけではなく、こうした厳しい状況の中、均衡待遇を推進するためには積極的に取り組む事業主などに対しても、国からの支援をしっかりと行い、十分な配慮をしていかねばなりません。そうしなければ、むしろ雇用の受皿の消失やパート労働者の待遇の低下にもつながりかねないのではないかと考えました。

そこで、国として事業主に対してどのような支援策を講じていかれるのか、厚労大臣にお伺いをいたします。

最後に、企業の活力を高め、我が国経済が発展するためにも、パート労働者が意欲を持って働くことが可能となる環境整備が急務であることを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕  
西島英利議員にお答えいたします。

私の米国及び中東諸国訪問の成果についてお尋ねがありました。

米国では、ブッシュ大統領との間で、掛け替えのない日米同盟の強化に合意するとともに、日米同盟に立脚して北朝鮮を始めとする東アジアの諸課題に対処すること、気候変動や省エネルギー、グローバル貿易を含む幅広い国際的課題について連携して対処することで一致をいたしました。

その後、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、クウェート、カタール及びエジプトを訪問し、エネルギー関係の更なる強化とともに、経済関係を超えた重層的関係の構築に努力していくことで一致をいたしました。また、中東和平、イラク、イラン核問題等諸課題について意見交換を行い、中東地域の安定のために協調していくことで一致をいたしました。

今回の中東諸国訪問には、経済界から百八十名の方々に同行をしていただき、官民一体となつた日本外交を内外に強く印象付けることができたのではないかと考えております。

パートタイム労働法の改正を打ち出した理由と本法案の意義についてお尋ねがありました。

私は、働き方などが多様で複雑化している社会、すなわちチャンスにあふれ、だれでも何度でもチャレンジ可能な社会をつくり上げることの重

要性を訴えてまいりました。

こうした中で、近年増加しているパートタイム労働者について、その待遇を働き、貢献に見合つたものとし、安心・納得して働くことができるようになるとともに、正社員として働くことを希望する方については、その希望や努力が実現されることは喫緊の課題と考えています。

このため、すべてのパートタイム労働者を対象として、それぞれの多様な就労実態に応じ、差別的取扱いの禁止と均衡待遇の確保の組合せにより、きめ細かく待遇の改善等を図るためのパートタイム労働法改正案を提出したところであります。

これは、今まで長きにわたり議論をしてきた懸案について、今回、大きな判断をしたものであります。今後、これに基づき、働く人たちの視点に立った新たな職場ルールの確立に取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(柳澤伯夫君) 西島議員にお答えを申しあげます。

まず、均等待遇問題に関連いたしまして、正社員と同視すべきパート労働者の定義等についてお尋ねがありました。

今回の法案におきましては、差別的取扱禁止の

員と同じであるパート労働者を言うというふうにいたしております。本法案では、このようないバート労働者につきましては、すべての待遇に応じたものとし、安心・納得して働くことができるようになります。

また、それ以外のすべてのパート労働者につきましても、先ほど申しました賃金、教育訓練、福利厚生の三つの面を通じまして、その就業の実態に応じた均衡待遇を求めるここといたしております。

すなわち、まず基本給、ボーナス等の賃金につきましては、正社員との均衡を考慮しながら、そ

の職務の内容、職務の成果等を勘案して賃金を決定する努力義務を課しております。さらに、このうち正社員と職務や人材活用の仕組みが同じパート労働者につきましては、正社員と同じ賃金表を適用するなどの努力義務を課しております。

教育訓練につきましては、正社員との均衡を考慮しながら、その職務の内容、職務の成果等に応じて実施する努力義務を課しており、このうち、同じ職務に従事するパート労働者に対しては、その職務に必要な教育訓練の実施を義務付けております。

三つ目に、福利厚生につきましては、職務遂行に直接関係のある食堂、休憩室、更衣室の利用機会を与える配慮義務を課しているところでございます。

次に、正社員転換の推進のための企業の取組についてお尋ねがありました。

正社員として働くことを希望するパート労働者の方々に対しましては、正規雇用の機会の拡大を図っていくことは御指摘のとおり重要であると考

しては、事業主に対しまして、一つ、正社員の募

集情報の周知、二つ、社内公募、三つ、転換制度の導入といった正社員への転換を推進するための措置を義務付けることといたしております。

今回、全事業主にパート労働者の均衡待遇に御努力をいただくことが必要でありますことから、厚生労働省といたしましては、法改正の施行の日までに、具体的な事例や対応方法を分かりやすく解説したパンフレットの作成、配布等によりまして、まず事業主に対する改正内容の十分な周知を行つてまいります。また、個々の企業からの相談に対しましてもきめ細やかな説明を行つてまいります。

さらに、財政的な支援といたしましては、本法案で求められる施策の実施に取り組む個々の事業主に对する助成金や中小企業の団体に対する助成金の支給など、積極的な取組を図つてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) 岡崎トミ子君。

私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

「生きさせる」、「過労死から逃げる」、今年のメーデーではついに生存を訴えるデモが行われ、フリーーターや日雇の派遣労働者、障害を持つ方々、路上生活者、生活保護受給者など、呼び掛け人の予想を大きく上回る若者らが参加したと報じられました。

雇用の世界がますます不安定な方向に、そしてますます格差を拡大する方向に変わっています。

最も顕著なのがパート労働者や派遣労働者など、いわゆる非正規労働の増加です。それは、この十年間で五百万人増えて千六百万人、今や働く人の

三人に一人が非正規雇用者です。これは、労働者を保護する適切な措置を欠いたまま行われた労働の規制緩和の下、企業が厳しい競争環境の中で労働コストを削減するために正規労働者を減らし、非正規労働者を増やしてきた結果です。この十年間で正社員は一割減り、非正社員は六割増えているのです。正規労働から非正規労働に転換した多くの方々にとって、この転換が自らの選択によるものとは言えないことを忘れてはいけません。

そして、元々低く抑えられていた非正社員の給与は更に下がり続け、正社員との格差はますます広がっています。これがイザナギ超えの景気回復と言われる今日、労働の現場で起こっている格差拡大の実態なのです。この格差は、一方でワーキングプアを生み出し、他方で過労死をもたらす長時間労働を生み出しながら、貧困化とともに進行しています。失業率がわずかばかり改善したからといって、全く喜んでなどいられません。

格差拡大の中、非正規労働で生計を立てようとする頑張っている皆さんはどういう生活をされているか、私は野党議員の仲間たちと聞き続けてきました

た。その実態を伺うにつけて、九三年、私自身もかわったパート労働法制定時に、差別禁止を義務化せず、事業主に対して雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずる努力義務を課すものにとどめてしまつたこと、その後も差別禁止ができなかつたことにじくじたる思いを禁じられません。

非正規労働者に対する保護を欠いたまま行われた労働の規制緩和が格差拡大に寄与してきたことを、政府はどのように総括しているのでしょうか。総理の答弁を求めます。

さきに触れた正規雇用と非正規雇用の所得格差

の拡大は、個人の努力だけでは克服できません。

特に、現行の最低賃金は生活保護の水準を下回る場合もあり、例えば、フルタイムで朝九時から夕方六時まで、月曜日から金曜日まで毎日働いても

月収は十万円から十二万円、労働者全体の平均給与の三割程度にしかなりません。これでは国民年金の保険料を払うのも困難です。事実、無年金の危険を抱える非正規雇用者がおよそ二百三十万人いるという推定もあります。国民生活に大きな不安を投げ掛けている国民年金の空洞化は、こうした給与の格差拡大と無縁ではありません。

私たち民主党は、格差是正のために、通常の労働者とパート労働者の均等待遇、長時間労働の是正、中小企業への支援の充実を図るとともに、最低賃金を少なくともフルタイムで働ければ十分に生

活できるレベルまで引き上げる必要があると考えます。

この点について、政府提出の最低賃金法改正案では、地域別最低賃金の「労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」となっていますが、生活保護

に係る施策とは何を指し、最低賃金はそれをどの程度超える額に設定し、その結果として幾つの都道府県で何円程度最低賃金が上がるのか、総理大臣に明確な答弁を求めます。

今回の改正の目玉は、パート労働者に対する差別的取扱いの禁止にあるはずです。千二百万人に上るパート労働者の中には正社員と同じ仕事をしている人も多くいますが、パート社員であるといふだけで労働条件に大きな格差があります。給与はもちろん、正社員に支給されるボーナスや家族手当等がパートには支払われなかつたり、教育訓練の機会が乏しかつたりと、処遇において不合理な差別的取扱いを受けています。さらには、食堂や更衣室の利用にも差別が設けられている場合もあります。

こうした現状に対して、民主党は、すべてのパート労働者を差別的取扱いの対象とし、均等待遇を実現すべきことを明確に打ち出しています。均等待遇は今や世界の常識であり、その実現は一九九二年に初めてパート労働法を作つたときから積み残されてきた課題だつたはずです。

ところが、政府案は差別的取扱いの対象を三つの要件を満たす正社員と同視すべき短時間労働者に限定してしまいました。正社員と職務の内容が同じで、転勤や配置転換等の人事管理条件が同じで、期間の定めのない労働契約を締結している労働者しか差別禁止の対象としていないのです。このようなパート労働者が本当にいるのでしょうか。いたとして一体どれくらいいるのでしょうか。衆議院の質疑では、差別禁止の対象となるパート労働者がどの程度いるのか、本当に存在するのか、ついに明確な答弁はありませんでした。

この点について、政府案は差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案は差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

た。改めて、正社員と同視すべきパートがどの程度いるのか、総理に伺います。

三要件に当てはまるパート労働者が本当にいたとして、では、当てはまらない労働者はどうなるのでしょうか。圧倒的多数を占めると思われるの方たちについて、政府案のよう均衡処遇の努力義務しかなければ、正社員と少しでも仕事が違つたり、期間の定めのある労働契約を締結したり、あるいは配置転換や転勤を予定しなければ、使用者は均衡処遇のために努力をしたと言いさえすれば差別を放置しても許されることになりかねません。

このパート労働法の改正は、再チャレンジ支援策の柱とも言われますが、格差拡大は仕方がない、その上でほんの一握りを救えばいいというのでは到底柱とはなり得ません。安倍政権の再チャレンジ支援の本質が見えたようなものです。

元々、パート労働の問題は、女性の貧困の問題です。均等待遇は今や世界の常識であり、その実現は一九九二年に初めてパート労働法を作つたときから積み残されてきた課題だつたはずです。

ところが、政府案は差別的取扱いの対象を三つの要件を満たす正社員と同視すべき短時間労働者に限定してしまいました。正社員と職務の内容が同じで、転勤や配置転換等の人事管理条件が同じで、期間の定めのない労働契約を締結している労働者しか差別禁止の対象としていないのです。このようなパート労働者が本当にいるのでしょうか。いたとして一体どれくらいいるのでしょうか。衆議院の質疑では、差別禁止の対象となるパート労働者がどの程度いるのか、本当に存在するのか、ついに明確な答弁はありませんでした。

この点について、政府案は差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

この法案が差別拡大法案だと怒っています。この法案が差別拡大法案だと怒っています。

た。改めて、正社員と同視すべきパートがどの程度いるのか、総理に伺います。

また、具体的にパート労働者の労働条件の変更について、使用者が一方的に不利な変更を行うことをどのように防ぐのか、総理に答弁を求めます。

さて、非正規労働者の増加が働き方の選択肢が増えた結果だといふならば、正社員への転換も当然選択肢として用意されなくてはなりません。それでも、チャレンジ支援という観点からは最も重視されるべき課題の一つです。

政府案では、正社員への転換を推進するため、正社員募集のパート労働者への周知、配置転換を希望する申出の機会の付与、正社員への転換試験制度の創設のどれかを実施することとしています。なぜ、どれかなのでしょうか。そのうちのどれかを実施するだけで、どの程度正社員への転換が増えるのでしょうか。総理に伺います。

民主党が主張するように、正社員募集の際には、現に雇用している同種の業務に従事するパート労働者で正社員への転換を希望する人に応募の機会を優先的に与えるとともに、他の応募者の就業の機会の確保についても配慮しつつ、できる限り優先的に雇い入れる努力義務を設けるべきであります。次に、パート労働者の厚生年金適用拡大について伺います。

政府は、パート労働者への年金適用も含む厚生年金法の改正案を提出しました。パート支援を再チャレンジの目玉に掲げる総理官邸が、時間をかけて準備しようとした厚生労働省を押し切ったとも言われています。では、よほどの内容かといえば、新たに年金適用になるのはわずか十数万人だと言われます。現在適用になつていなかよそ九

百万人のうちのわずか十数万人です。あれだけ賛

否が議論された厚労省の案でさえ、労働時間が週二十時間以上のパート労働者およそ三百十万人を新たに対象としていました。これは、中身よりも

とにかく提出することを最優先した結果ではありま

せんか。残業代等を除く月給が九万八千円以上、勤務年数一年以上、従業員三百人以下の中小企業は除くなどの条件を満たすのは、時給が高い専門職のパートだけではありませんか。

適用拡大を当初案より大幅に限定したのはなぜか、また、将来的にはパート労働者の適用を広げていくのか、総理大臣の見解を伺います。

民主党は均等待遇を求めていますが、それは正社員の待遇の引き下げによって実現されるのであつてはなりません。衆議院では、与党の議員が民主

党案を正社員保護法案だと批判しましたが、正社員の労働条件の水準を確保しつつパートの労働条件を引き上げて均衡を図ることのどこが間違つてはいるのでしょうか。それとも、総理を始めとして与党は、均衡に向けて正社員の引き下げるこ

ともやむを得ないと考えているのでしょうか。

政府案には、例えば転居を伴う転勤や残業に応じられない正社員をパートに転換してしまうこと

が、均等待遇を実現しようではありませんか。

この間、総理は、真に向き合うべき格差や雇用

といつた諸課題をおろそかにして、美しい国づくりや戦後レジームからの脱却のスローガンの下、

国民の関与を強めるだけの教育基本法改正、幅広い

国民合意を放棄して憲法改正に道を付ける国民投票法の制定、理念がなくて財政負担だけは確実な

米軍再編支援など、国民から懸け離れた独善的な

実績づくりにしやにむに進んできました。こんな

ことでは、現実はいよいよ取り返しの付かないと

ころまで進んでしまいます。

終身雇用、年功序列、内部労働市場での雇用調

整、企業による職業訓練といった日本型雇用モデルが崩れしており、格差問題への取組の中で新たな雇用モデルの構築が求められています。新しい働き方のルールをつくるに当たっては、例えば育児や介護、就学、社会的活動等との調和を尊重すること、つまりワーク・ライフ・バランスの実現が重要です。そのことによつてこそ労働も充実する

という発想が大切だと考えます。だからこそ民主

党は、どのような雇用形態であつても働き方に応じて公正に報いられる社会、しっかりと働きさえすれば安心感を持つて将来設計ができる社会を目指

いというのであれば、だから何もしないというの

ではなくて、我が国の短時間労働者と通常労働者との均等な待遇の事例を積み上げ、労使代表による検討を重ね、社会的なコンセンサスを得ていただけます。

最後に、安倍政権がどのような雇用社会を目指すのか、お尋ねします。

総理に答弁を求めます。

今回の十四年ぶりのパート労働法改正案、貧困

状況の中で必死の頑張りを強いられてきた女性たちを始めとしたパートの皆さんへの差別を禁止し、しかも対象にならなかつた労働者との格差を

かえつて広げてしまう。それどころか、正社員の労働条件をも引き下げる危険を持ったこの政府案

に対して、極めて強い懸念を持っています。働く

て生活できる、働いて自立できる、働いて将来の

希望が持てる雇用社会に向け、すべてのパート労

働者への均等待遇を実現しようではありませんか。

与党の皆さんにも何が大切なのかという原点に立ち戻つた真摯な議論をお願いし、質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 岡崎トミ子議員にお答えをいたしました。

労働の規制緩和についてお尋ねがありました。

労働者派遣法など労働法制に関する規制改革

は、労働者の保護に欠けることのないよう留意を

しつつ、多様な働き方を選択できるようになります。

労働者派遣法を行つたものと考えております。

他方で、フリーターなど若年者を中心とした非

正規雇用の増加は、将来の格差拡大や少子化につ

ながらおそれもあり、十分な注意が必要と考えて

います。このため、政府としては、フリーター二

しているのです。

これに対し、安倍政権ではどのような雇用社会を目指しているのか、政府の雇用政策でワーク・ライフ・バランスが実現できるようになるのか、総理に答弁を求めます。

十五万人常用雇用化プランを推進するなどの取組を一層進めるとともに、どのような雇用形態であっても安心・納得して働く環境の整備に向けて、労働法制の整備を始め各般にわたる対策を推進してまいります。

最低賃金法の改正についてのお尋ねがありまし

た。

今国会に提出した最低賃金法の改正法案においては、地域別最低賃金について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを法文上明確にしているところであります。この生活保護に係る施策とは、国民に最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護法に基づいて行われる施策であります。

また、地域別最低賃金の水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであり、現段階で具体的な金額に言及することは適当ではありません。いずれにせよ、今回の法案が成立した暁には、各都道府県の審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、それに加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえ、生産性の向上に見合った引上げを実現したいと考えております。差別的取扱いの禁止等についてお尋ねがありました。

本法案は、すべてのパート労働者を対象として、それぞれの多様な就労実態に応じ、差別的取扱いの禁止と均衡待遇の確保の組合せにより、き

め細かく待遇を改善していくこととしておりま

す。また、努力義務であつても行政指導の対象とし、実効性を確保してまいります。そのうち、差別的取扱い禁止規定の対象となる正社員と同視すべき方については、パート労働者全体の四、五%

程度と推定をしております。

いずれにいたしましても、これは正社員と同じようには働いていない方々にも安心・納得して働く環境の整備を図ろうとするものであります。

格差を正当化し拡大するといった御批判は全く当たってはいません。

また、パート労働者を含め、労働条件の不利益変更を事業主の一存で合理的な理由なく一方的に行なうこととはおよそ法的に容認されないものであります。

正社員への転換を推進するための措置を選択制とした趣旨とその実効性についてお尋ねがございました。

正社員への転換を推進するための措置を選択制とした趣旨とその実効性についてお尋ねがございました。

正規雇用として働くことを希望する方についての希望や努力が実現される仕組みを整備することは再チャレンジ支援の観点から重要な課題

優先的に正社員として採用することについては、企業の採用活動を積極的にするほか、当該企業に就職しようとする新規学卒者の機会を制限するおそれがあります。労働市場全体の中에서도考えた場合、適当でない、このように考えております。

また、他の応募者の就業の機会の確保について配慮しつつ優先的に雇用するという規定については、配慮すべき内容があいまいで具体的でなく、個々の事業主はどのような措置を講ずればよいか分からず、結局、取組が進まないのではないかと懸念をいたしております。

パート労働者への厚生年金適用の拡大についてお尋ねがありました。

今般、正社員に近いパート労働者に適用拡大するという考え方の下、二十七年前に定めた現在の厚生年金の適用基準を今回初めて見直すこととしたところであります。これは、関係者からの意見聴取等によりパート労働者の多様な実態や意向を置について、すべての企業に対して一律に同一の

措置を強制することはかえつて実効性を欠くおそれがあり、本法案では、各々の企業がその実情に応じて個別的な措置を円滑に講ずることができるようになります。

また、最近、経済状況を背景に正規雇用者が増えつつありますが、本規定の施行によって正社員がどの程度増加するかについては、個々の企業によりまちまちであると考えております。いずれにしても、全体の数は測り難いところであります。

が、国としても指導によってその実効性を確保しうまいます。

正社員転換に係る民主党の案についてのお尋ねがありました。

民主党案の、現に雇用しているパート労働者を優先的に正社員として採用することについては、企業の採用活動を積極的にするほか、当該企業に就職しようとする新規学卒者の機会を制限するおそれがあります。労働市場全体の中でも考えた場合、適当でない、このように考えております。

また、他の応募者の就業の機会の確保について配慮しつつ優先的に雇用するという規定については、配慮すべき内容があいまいで具体的でなく、個々の事業主はどのような措置を講ずればよいか分からず、結局、取組が進まないのではないかと懸念をいたしております。

パート労働者への厚生年金適用の拡大についてお尋ねがありました。

正社員の募集・採用等の実態を考えた場合、毎年多数の正社員を採用することが制度、慣行となつてゐる大企業もあれば、数年に一回、正社員を一

名採用することがあるかどうかといふ企業もあります。企業によつて様々であります。このような実態を踏まえれば、正社員への転換を推進する措

置について、すべての企業に対して一律に同一の

把握した上で、週労働時間の基準に加え、既に厚生年金が適用されている正社員等と同等の賃金等の基準も組み合わせることとしたものであります。これ以上の拡大については、厚生年金と国民年金との関係などを慎重に検討すべき課題が多くあります。

また、最近、経済状況を背景に正規雇用者が増えておりまして、正社員への転換の防止と調停等の申立てについてお尋ねがありました。

均衡待遇の確保に当たつては、企業や経済の活動全體が底上げされ、正社員とパート労働者双方の労働条件が改善する中で進められることが望ましいことは言うまでもありません。

また、さきに述べましたように、労働条件の不利益変更を事業主の一存で合理的な理由なく一方的に行なうことはおよそ法的に容認されないものであります。が、仮に紛争となつた場合には、個別労働関係紛争解決促進法に基づき労働者はあつせんの申立てが可能であり、行政としても適切に指導等を行つてまいります。

職務給制度についてお尋ねがありました。

が国において、今後、職務給中心の労働市場の構築を目指すべきかについては、労使を含めた国民的な合意が得られているとは考えておりません。このような中で、まずは、既に職務給制度を導入している企業の実例について引き続き収集し、情報提供を行う等の取組を進めてまいります。

私の政権が目指す雇用社会についてのお尋ねがありました。

人口の減少や働き方の多様化など、我が国労働市場をめぐる状況の変化に対応し、ワーク・ライ

フ・バランスの実現、女性、高齢者等の就業機会の拡大、働く人の所得や生活水準の底上げなど、国民一人一人が安心、納得して意欲と能力を十分に發揮できる社会を築き上げ、国民の働き方と暮らし方をより良いものにしていきたいと考えています。

このため、まず今国会において、正規労働者との均衡待遇の実現等を図るためにパートタイム労働法の改正、長時間労働を抑制するため法定割増し賃金率について引上げを行う労働基準法の改正、最低賃金制度がセーフティネットとして十分機能するための約四十年ぶりの最低賃金法の改正など、六本の労働法制の整備に取り組んでいるところです。

また、御指摘のワーク・ライフ・バランスの実現は少子化への対応の観点からも喫緊の課題であります。「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議等において更なる具体策を検討し、着手をしてまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) 日程第一 イーサー事業の共同による実施のためのイーサー国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 イーサー事業の共同による実施のためのイーサー国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

### 日程第三 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田浦直君登壇、拍手〕

○田浦直君 ただいま議題となりました條約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(扇千景君) これまで議題となりました條約三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) これより三件を一括して採決いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕  
○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。  
投票総数  
賛成 二百五  
反対 二百一  
四

よって、三件は承認することに決しました。(拍手)  
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

し、イーサー事業進捗の見通し、イーサー事業における我が国の経費負担、国内で実施するイータ支援事業の意義とその安全性の確保等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕  
〔加治屋義人君登壇、拍手〕

○加治屋義人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流の促進による農山漁村の活性化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及びそれに沿った地方公共団体による活性化計画の作成について定めるとともに、当該計画に基づく事業等の実施に充てるための交付金を交付する措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案で講じられる措置により期待される効果、農山漁村活性化策における関係省庁との連携の状況、品目横断的経営安定対策との整合性、農地制度見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長加治屋義人君。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(扇千景君) 賛成

○議長(扇千景君) 反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 二百六

まず、育児休業関係の国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

に於ける法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務制度の新設等を行おうとするものであります。

また、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、地方公務員について、國家公務員と同様、育児短時間勤務制度の新設等を行おうとするものであります。

次に、自己啓発等休業関係の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案は、一般職の国家公務員について、大学等における修学又は国際貢献活動のための休業に関する制度を設けようとするものであります。

また、地方公務員法の一部を改正する法律案は、地方公務員について、国家公務員と同様、自己啓発等休業制度を設けようとするものであります。

また、地方公務員法の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務の創設等に準じまして、国会職員について、その小学校就学に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 二百六

〔市川一朗君登壇、拍手〕

○市川一朗君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国会職員法の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員と同様に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであります。

次に、国会職員の育児休業等に関する法律案は、一般職の国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案は、一般職の国家公務員と同様、自己啓発等休業制度を設けようとするものであります。

また、自己啓発等休業に関する法律案は、一般職の国家公務員について、大学等における修学又は国際貢献活動のための休業に関する制度を設けようとするものであります。

次に、自己啓発等休業に関する法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じまして、国会職員について、その小学校就学に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 二百六

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

○議長(扇千景君) 二百六

## 官 報 (号 外)

<p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p>	<p>○議長(扇千景君) 次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。</p> <p>○議長(扇千景君) 開口昌一君が投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(扇千景君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(扇千景君) 本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。</p>	<p>〔投票開始〕</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>〔投票終了〕</p>
<p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p>	<p>○議長(扇千景君) 次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。</p> <p>○議長(扇千景君) 開口昌一君が投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(扇千景君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(扇千景君) 本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。</p>	<p>〔投票開始〕</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>〔投票終了〕</p>
<p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p>	<p>○議長(扇千景君) 次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。</p> <p>○議長(扇千景君) 開口昌一君が投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(扇千景君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(扇千景君) 本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。</p>	<p>〔投票開始〕</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>〔投票終了〕</p>
<p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p> <p>○議長(扇千景君) 本日はこれにて散会いたしました。</p>	<p>○議長(扇千景君) 次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。</p> <p>○議長(扇千景君) 開口昌一君が投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(扇千景君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(扇千景君) 本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)</p> <p>○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。</p>	<p>〔投票開始〕</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>〔投票終了〕</p>

報 (号外)

官 報 (号 外)

一、派遣地											
第一班 福岡県											内閣委員
第二班 北海道											辞任
一、期間	兩班とも五月七日	一日間	同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成十八年団体規制状況の年次報告を受領した。	同日内閣において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。							
一、費用	概算一、四七七、七〇〇円	右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求める。	同日内閣から、無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。								
る調査特別委員長	日本国憲法に關する調査特別委員長 関谷 勝嗣	同日議員から次の質問主意書が提出された。	文教科学委員 平野 達男君	大塚 耕平君	山本 孝史君	小川 勝也君	山本 孝史君	大塚 耕平君	高野 博師君	洋子君	鶴淵 洋子君
参議院議長	扇 千景殿	製造販売業者名等を表示していない医薬品に関する質問主意書(又市征治君提出)(第三〇号)	厚生労働委員 尾立 源幸君	木俣 佳丈君	芝 博一君	尾立 源幸君	木俣 佳丈君	高橋 千秋君	高野 博師君	洋子君	鶴淵 洋子君
同日内閣から次の答弁書を受領した。	決算委員	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 山本 孝史君	大塚 耕平君	高野 博師君	大塚 耕平君	高野 博師君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君
参議院議員荒井広幸君提出地球温暖化問題等に関する質問に対する答弁書(第二十九号)	辞任	参議院議員荒井広幸君提出地球温暖化問題等に関する質問に対する答弁書(第二十九号)	農林水産委員 小川 勝也君	平野 達男君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	藤末 健三君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君
国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求める件	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	大久保 勉君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	藤末 健三君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君
国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 戸籍法の一部を改正する法律 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	大久保 勉君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君
財政金融委員	高野 博師君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	鰐淵 洋子君	洋子君	洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
外交防衛委員	松井 孝治君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
内閣委員	福島みづほ君	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	近藤 正道君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	近藤 正道君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
日本国憲法に関する調査特別委員	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
日本国憲法に関する調査特別委員	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
日本国憲法に関する調査特別委員	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
社会安全保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第八六号)	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案(閣法第四二号)	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
ETCシステムにおける新たな利用者負担の解消とORSEの廃止等に関する質問主意書(荒井広幸君提出)(第三一号)	辞任	同日議員から次の質問主意書が提出された。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
外国人技能実習生に係る厚生年金保険制度に関する質問主意書(山下八洲夫君提出)(第三二号)	辞任	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
製造販売業者名等を表示していない医薬品に関する質問主意書(又市征治君提出)(第三〇号)	予算委員	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
平成十九年四月二十七日	辞任	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
平成十九年五月九日 参議院会議録第二十二号	辞任	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君
議長の報告事項	辞任	同日次の質問主意書を内閣に転送した。	農林水産委員 尾立 源幸君	高橋 千秋君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君	鶴淵 洋子君	洋子君

議長の報告事項 イーエー事業の共同による実施のためのイーエー国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

一一一

## 決算委員

## 辞任

高橋 千秋君

## 補欠

伊藤 基隆君

## 議院運営委員

## 辞任

富岡由紀夫君

## 補欠

広田 一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国憲法に関する調査特別委員

## 辞任

## 補欠

岸 信夫君

岩城 光英君

大久保 勉君

岩本 司君

ある。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事 鰐淵 洋子君 (高野博君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを日本国憲法に関する調査特別委員会に付託した。

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案(小川敏夫君外四名発議) (参第五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七三号)

武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第五号)

武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第六号)

五百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四年のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)

更生保護法案(閣法第五三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

歳入庁設置法案(山井和則君外五名提出) (衆第三号)

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するための国民年金法及び厚生年金保険法の一部を改正する法律案(山井和則君外五名提出) (衆第二四号)

公的年金制度に対する国民の信頼の回復を図るための年金個人情報関係調査の実施等に関する法律案(山井和則君外五名提出) (衆第二五号)

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国会職員法の一部を改正する法律案(衆第二二号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二三号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

国会職員法の一部を改正する法律案(衆第二四号)

同日衆議院から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案

同日衆議院議長から次の報告書が提出された。

本日議員長から次の報告書が提出された。

国会職員法の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書

同日衆議院議長から次の報告書が提出された。

本日議員長から次の報告書が提出された。

国会職員法の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書

同日衆議院議長から次の報告書が提出された。

本日議員長から次の報告書が提出された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書

同日衆議院議長から次の報告書が提出された。

イーエー事業の共同による実施のためのイーエー国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二二号)審査報告書

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

この協定は、イーエー事業の共同による実施のためのイーエー国際核融合エネルギー機構の設立、同機構の目的及び任務、同機構の資源等について規定するものである。我が國がこの協定を締結することは、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーエー事業の共同による実施に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

## 二、費用

国際熱核融合実験炉研究開発費補助金等として、平成十九年度一般会計予算文部科学省所管に、約二十八億千万円が計上されている。

## 三、協定の締結

イーエー事業の共同による実施のためのイーエー国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二二号)審査報告書

## 四、附則

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三條により送付する。

平成十九年四月十七日

参議院議長 河野 洋平  
參議院議長 扇 千景殿

イーエー事業の共同による実施のためのイーエー国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二二号)審査報告書

## 五、附則

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

締結について承認を求めるの件(閣法第四号)審査報告書

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案(閣法第二五号)審査報告書

## 二、委員会の決定の理由

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)審査報告書

## 三、委員会の決定の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)審査報告書

## 四、委員会の決定の理由

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案(閣法第三二号)審査報告書

## 五、委員会の決定の理由

地方公務員法の一部を改正する法律案(閣法第三三号)審査報告書

## 六、委員会の決定の理由

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

## 七、委員会の決定の理由

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案

## 八、委員会の決定の理由

同日衆議院議長から次の報告書が提出された。

## 九、委員会の決定の理由

本日議員長から次の報告書が提出された。

## 十、委員会の決定の理由

国会職員法の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書

## 十一、委員会の決定の理由

同日衆議院議長から次の報告書が提出された。

## 十二、委員会の決定の理由

本日議員長から次の報告書が提出された。

## 十三、委員会の決定の理由

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二号)審査報告書

## 十四、委員会の決定の理由

同日衆議院議長から次の報告書が提出された。

## 十五、委員会の決定の理由

イーエー事業の共同による実施のためのイーエー国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣法第二二号)審査報告書

## 十六、委員会の決定の理由

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

参議院議長 扇 千景殿

## 十七、委員会の決定の理由

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

外交防衛委員長 田浦 直

## 十八、委員会の決定の理由

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

参議院議長 扇 千景殿

## 十九、委員会の決定の理由

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の

## 二十、委員会の決定の理由

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の

## 目次

前文

## 第一条 イーター国際核融合エネルギー機構の設立

設立

## 第二条 イーター機関の目的

## 第三条 イーター機関の任務

## 第四条 イーター機関の加盟者

## 第五条 法人格

## 第六条 理事会

## 第七条 事務局長及び職員

## 第八条 イーター機関の資源

## 第九条 事業資源管理規則

## 第十条 情報及び知的財産

## 第十一条 イーター建設地に対する支援

## 第十二条 特権及び免除

## 第十三条 現地事務所

## 第十四条 公衆の衛生、安全、許可制度及び環境保護

## 第十五条 責任

## 第十六条 廃止

## 第十七条 会計検査

## 第十八条 運営上の評価

## 第十九条 國際協力

## 第二十条 平和的利用及び不拡散

## 第二十一条 ユーラトムへの適用

## 第二十二条 効力発生

## 第二十三条 加入

## 第二十四条 有効期間及び終了

## イーター事業の共同による実施のための

## イーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定

## 第二十五条 紛争解決

## 第二十六条 脱退

## 第二十七条 附屬書

## 第二十八条 改正

## 第二十九条 寄託者

前文

を含む。)の分野における研究開発の拡大を促進することを各國政府に要請したことを認識し、

平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明し、並びに若い世代の核融合への関心を高めるため、イーター事業の共同による実施が重要であることを強調し、

イーター国際核融合エネルギー機構が、科学的及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求す

ることを決意し、

イーター機関は、平和的目的のための核融合工

及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求することを決意し、

イーター機関は、平和的目的のための核融合工

及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求すこと

を決意し、

イーター機関は、平和的目的のための核融合工

及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求すこと

する。

イーター機関の本部(以下「本部」という。)は、フランス共和国ブシュ・デュ・ローヌ県サン・ポール・レ・デュランヌ市に置く。この協定の適用上、ユーラトムを「接受締約者」とい

う、フランス共和国を「接受国」という。

イーター機関の目的

イーター機関は、平和的目的のための核融合工

及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求すこと

を決意し、

イーター機関は、平和的目的のための核融合工

及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求すこと

達成するために必要なその他の活動を実施すること。

2 イーター機構は、その任務の遂行に当たつて、地域社会との良好な関係の維持に特別な考慮を払う。

#### 第四条 イーター機構の加盟者

この協定の締約者は、イーター機構の加盟者とする。

#### 第五条 法人格

1 イーター機構は、国際法上の法人格(國又は国際機関と協定を締結する能力を含む。)を有する。

2 イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において次の事項を含む必要な法律上の能力を有する。

- (a) 契約を締結すること。
- (b) 財産を取得し、保有し、及び処分すること。
- (c) 許可を取得すること。
- (d) 訴えを提起すること。

#### 第六条 理事会

1 理事会は、イーター機構の主要な内部機関であり、加盟者の代表で構成する。各加盟者は、四人以内の理事会への代表を任命する。

2 第二十九条に規定する寄託者(以下「寄託者」という。)は、この協定の効力発生の後三箇月以内に理事会の第一回会合を招集する。ただし、第十二条に規定する通報をすべての締約者から受領することを条件とする。

3 理事会は、その構成員のうちから議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ一年の任期で在任するものとし、最長

四年を限度として三回まで再選されることができる。

4 理事会は、その手続規則を全会一致で採択する。

5 理事会は、別段の決定を行う場合を除くほか、年二回会合する。理事会は、加盟者又は事務局長の要請により臨時会合を開催することを決定することができる。理事会の会合は、理事

会が別段の決定を行う場合を除くほか、本部で開催する。

6 理事会は、適当な場合には、閣僚級の会合を開催することを決定することができる。

7 理事会は、イーター機構の目的を達成するため、イーター機構の活動の促進、全般的な指導及び監督について、この協定に従つて責任を負う。理事会は、この協定に従つて、いかなる問題又は事項についても決定及び勧告を行うことができる。理事会は、特に、次の事項を行う。

- (a) 事務局長の任命、交代及び任期の延長を決定すること。
- (b) 事務局長の提案に基づき、イーター機構の職員規則及び事業資源管理規則を採択し、及び必要な場合には改正すること。
- (c) 事務局長の提案に基づき、イーター機構の主要な運営上の組織及び職員の定員を決定すること。
- (d) 事務局長の提案に基づき、幹部職員を任命すること。
- (e) 第十七条に規定する会計検査委員会の委員を任命すること。
- (f) 第二十九条に規定する通報をすべての締約者から受領することを条件とする。

8 理事会は、イーター機構の運営上の評価を行ふため、伊ーター機構の運営上の評価を行ふため、

9 第十八条の規定に従つて付託事項を決定し、

及び運営評価人を任命すること。

(g) 事務局長の提案に基づき、イーター事業の各段階の総予算及び(i)に規定する年次の改定のための許容可能な調整範囲を決定し、並びに第九条に規定する当初のイーター事業計画及び資源見積りを承認すること。

(h) 全体的な費用の分担についての変更を承認すること。

(i) 関係加盟者の同意を得て全体的な費用の分担を変更することなく調達の配分についての修正を承認すること。

(j) イーター事業計画及び資源見積りについて年次の改定を承認し、並びにその改定に応じてイーター機構の年次計画を承認し、及び

(k) イーター機構の年次予算を採択すること。

(l) イーター機構の年次決算を承認すること。

(m) 必要に応じて、第三条1(a)に規定する補足年次報告を採択すること。

(n) 必要に応じて、理事会の補助機関を設置すること。

(o) 第十九条の規定に従つて、国際協力のための協定又は取決めの締結を承認すること。

(p) 土地及び他の不動産に関する権原の取得及び売却並びに土地及び他の不動産に関する権原についての抵当権の設定について決定すること。

(q) 事務局長の提案に基づき及び第十条の規定に従つて、知的財産の管理及び情報の普及に関する規則を採択すること。

(r) 事務局長の提案に基づき及び第十三条の規定に従つて、関係加盟者の同意を得て現地事

務所の設置の詳細について承認すること。理会は、設置するいずれの現地事務所の存続についても、定期的に見直しを行う。

(s) 事務局長の提案に基づき、イーター機構と領域内にイーター機構の本部又は現地事務所が置かれる加盟者又は国との関係を規律すること。

(t) 事務局長の提案に基づき、加盟者による関連する国内の核融合の研究計画及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進するための活動を承認すること。

(u) 第二十三条の規定に従つて、国又は国際機関のこの協定への加入について決定すること。

(v) 第二十八条の規定に従つて、この協定の改正を締約者に勧告すること。

(w) 借入れ又は貸付け、保証の提供及びそれに関連する見返り担保その他の担保を提供することについて決定すること。

(x) 国際的な輸出管理に関する枠組みが物質、装置及び技術をその管理リストに含めることを検討するよう提案を行うか否かについて決定を行い、並びに第二十条の規定に従つて平和的利用及び不拡散を支援する政策を定めること。

(y) 第十五条に規定する賠償についての取決めを承認すること。

(z) 第十二条3の規定に従つて免除の放棄について決定すること並びにイーター機構の目的を達成し、及びイーター機構の任務を遂行するために必要なその他の権限であつてこの協定に適合するもの行使すること。

(号)外

<p>8 理事会は、7(a)から(c)まで、(g)、(h)、(i)及び(u)から(z)までに規定する事項並びに10に規定する加重投票方式について、全会一致で決定する。</p> <p>9 加盟者は、8に特定する事項以外のすべての事項に關し、コンセンサス方式により合意に達するよう最善の努力を払う。合意に達することができない場合には、理事会は、10に規定する加重投票方式に従つて決定する。第十四条の規定に關連する事項についての決定は、接受締約者の同意を必要とする。</p> <p>10 各加盟者の票を加重するに當たつては、各加盟者のイーター機構への貢献を反映させる。票の配分及び意思決定の原則を含む加重投票方式は、理事会の手続規則で定める。</p>	<p>(a) 次の事項について準備し、及び理事会に提出すること。 イーター事業の各段階の総予算(許容可能な調整範囲を含む)。</p> <p>(b) 幹部職員の任命及びイーター機構の主要な運営上の組織に関する提案。</p> <p>(c) 職員規則。</p> <p>(d) 年次報告。</p> <p>(e) 職員を任命し、指揮し、及び監督すること。</p> <p>(f) 安全について責任を負い、及び第十四条に規定する法令を遵守するために必要なすべての組織的な措置をとること。</p> <p>(g) 必要な場合には接受国と協力して、イーター施設の建設、運転及び利用に必要な免許及び許可を取得するよう努めること。</p> <p>(h) 加盟者による関連する国内の核融合の研究計画間及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進すること。</p> <p>(i) イーター機構による使用のために調達する部品及び設備の品質及び適合性を確保すること。</p> <p>(j) 必要な場合には、第三条1(a)に規定する補足的な技術文書を理事会に提出すること。</p> <p>(k) 理事が事前に承認することを条件として及び第十九条の規定に従つて国際協力のための協定又は決めを締結すること並びにその他の事項を行う。</p>
<p>(l) 幹部職員の任命及びイーター機構の主要な運営上の組織に関する提案。</p> <p>(m) 職員規則。</p> <p>(n) 年次報告。</p> <p>(o) 職員を任命し、指揮し、及び監督すること。</p> <p>(p) 安全について責任を負い、及び第十四条に規定する法令を遵守するために必要なすべての組織的な措置をとること。</p> <p>(q) 必要な場合には接受国と協力して、イーター施設の建設、運転及び利用に必要な免許及び許可を取得するよう努めること。</p> <p>(r) 加盟者による関連する国内の核融合の研究計画間及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進すること。</p> <p>(s) イーター機構による使用のために調達する部品及び設備の品質及び適合性を確保すること。</p> <p>(t) 必要な場合には、第三条1(a)に規定する補足的な技術文書を理事会に提出すること。</p> <p>(u) 理事が事前に承認することを条件として及び第十九条の規定に従つて国際協力のための協定又は決めを締結すること並びにその他の事項を行う。</p>	<p>(a) 文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態に記載されている次のものから成る財政上の貢献以外の貢献」。</p> <p>(b) 合意された技術仕様に従つた特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務。</p> <p>(c) 文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態に記載されている加盟者によるイーター機構の予算に対する財政上の貢献(以下「資金による貢献」という)」。</p> <p>(d) 理事が承認する限度内において及び理事会が承認する条件に従つて資金その他の形態により受領する追加の資源。</p> <p>(e) この協定の有効期間にわたる各加盟者の貢献は、文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態及び文書「イーター事業のすべての段階に関する費用分担」に記載されているとおりであり、理事会の全会一致の決定により改定することができる。</p> <p>(f) イーター機構の資源は、第二条に規定するイーター機構の目的を促進し、及び第三条に規定するイーター機構の任務を遂行するためにのみ使用する。</p> <p>(g) 各加盟者は、理事会が別段の合意をする場合</p>

を除くほか、適当な法人（以下当該加盟者の「国内機関」という。）を通じて、イーター機構に貢献を行う。加盟者がイーター機構に資金による貢献を直接に行う場合には、理事会の承認を要しない。

#### 第九条 事業資源管理規則

1 事業資源管理規則は、イーター機構の健全な財務管理を確保することを目的とする。当該規則には、特に、次の事項に関連する主要な規則を含む。

##### (a) 会計年度

(b) イーター機構が会計、予算及び資源見積りの目的のために用いる計算単位及び通貨

(c) イーター事業計画及びイーターに関する資源見積りの提出及び構成

(d) 年次予算の作成、採択及び実施並びに内部における財務管理のための手続  
加盟者の貢献  
契約の締結  
貢献の管理

##### (e)

##### (f)

##### (g)

##### (h)

##### (i)

##### (j)

##### (k)

##### (l)

##### (m)

##### (n)

##### (o)

##### (p)

##### (q)

##### (r)

##### (s)

##### (t)

##### (u)

(b) 五年の期間又は建設期間のいざれか長い方の期間について、イーター機構の活動計画の具体的な目標及び日程を示すこと。

(c) 適切な解説（イーター事業に対する危険性の評価及び危険性の回避又は緩和に関する措置についての説明を含む。）を提供すること。

##### 4 イーターに関する資源並びに資源を提供するための計画について、包括的な分析を提供する。

#### 第十条 情報及び知的財産

1 イーター機構及び加盟者は、この協定及び情報及び知的財産に関する附属書に従つて、この協定の実施により生み出される情報及び知的財産の最大限に広範な、かつ、適當な普及を支援する。この条の規定及び情報及び知的財産に関する附属書については、すべての加盟者及びイーター機構に対して平等に、かつ、差別的でない態様により実施する。

##### 2 イーター機構は、その活動を実施するに当たる、科学的な成果について適當な保護を受けることができる妥当な期間の後、すべての科学的な成果を公表し、又は他の方法によって幅広く利用可能なものとすることを確保する。これら

の成果に基づく著作物に関するすべての著作権

##### 3 イーター機構が所有する。

2 事務局長は、イーター事業計画及びイーターに関する資源見積りの改定案を毎年作成し、及び理事会に提出する。

##### 3 イーター事業計画は、イーター機構のすべての任務を遂行するための計画を明示するものとし、この協定の有効期間を対象とする。イーター事業計画は、次の事項を定める。

(a) イーター機構の目的を達成するために全般的な計画の概要（日程及び達成すべき主要な目標を含む。）を示し、及び全般的な計画に連してイーター事業の進捗状況を要約するこ

する規定を当該契約の中に含める。これらの規定は、特に、当該知的財産の利用、開示及び使用についての権利を取り扱い、並びにこの協定及び情報及び知的財産に関する附属書に適合するものでなければならない。

4 この協定に基づき生み出され、又は用いられる知的財産は、情報及び知的財産に関する附属書の規定に従つて取り扱う。

5 各締約者は、イーター建設地に対する支援

1 接受締約者は、イーター建設地に対する支援に関する附属書に規定する条件に基づき、イーター機構に対し、イーター事業の実施のために必要なイーター建設地に対する支援であつて当該附属書にその概要が示されるものを提供し、又はこれが提供されることを確保する。接受締約者は、この目的のために自己に代わつて行動する機関を指定することができる。当該指定

は、この条の規定に基づく接受締約者の義務に影響を及ぼすものではない。

2 イーター機構と接受締約者又はその指定する機関との間のイーター建設地に対する支援に関する協力のための詳細及び手続は、理事会の承認を条件として、相互間で締結するイーター建設地に対する支援に関する協定で定める。

3 1及び2の規定を実施するための措置をとつた後、寄託者に書面にて通報する。

4 この協定に従つて与えられる特権及び免除は、イーター機構、事務局長又は職員が第十四条に規定する法令を遵守する義務を減ずるものではなく、又は当該義務に影響を及ぼすものではない。

5 各締約者は、1及び2の規定を実施するための措置をとつた後、寄託者に書面にて通報する。

6 寄託者は、5の規定に従つてすべての締約者から通報を受領したときは、締約者に通報する。

7 本部協定については、イーター機構と接受国との間で締結する。

8 イーター機構は、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な現地事務所を設置し、及び運営するものとし、各加盟者は、現地事務所を受け入れる。現地事務所に関する協定については、イーター機構と各加盟者との間で締結する。

9 イーター機構及び加盟者は、この協定に従つて行う業務について契約を締結する場合には、

これらの業務から生ずるすべての知的財産に関

する規定を当該契約の中に含める。これらの規定は、特に、当該知的財産の利用、開示及び使用についての権利を取り扱い、並びにこの協定及び情報及び知的財産に関する附属書に適合するための権限を有する当局が当該免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄が当該免除が与えられた目的を害するものではないと認める場合並びにイーター機構、事務局長及び職員については理事会が免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと決定する場合には、放棄するものとする。

の代理及び専門家は、各加盟者の領域内において、イーター機構に関連する自己の任務を遂行するため必要な特権及び免除を享受する。

3 1及び2に規定する免除については、免除を放棄する権限を有する当局が当該免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄が当該免除が与えられた目的を害するものではないと認める場合並びにイーター機構、事務局長及び職員について理事会が免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと決定する場合には、放棄するものとする。

4 この協定に従つて与えられる特権及び免除は、イーター機構、事務局長又は職員が第十四条に規定する法令を遵守する義務を減ずるものではなく、又は当該義務に影響を及ぼすものではない。

5 各締約者は、1及び2の規定を実施するための措置をとつた後、寄託者に書面にて通報する。

6 寄託者は、5の規定に従つてすべての締約者から通報を受領したときは、締約者に通報する。

7 本部協定については、イーター機構と接受国との間で締結する。

8 イーター機構は、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な現地事務所を設置し、及び運営するものとし、各加盟者は、現地事務所を受け入れる。現地事務所に関する協定については、イーター機構と各加盟者との間で締結する。

9 イーター機構及び加盟者は、この協定に従つて行う業務について契約を締結する場合には、

これらの業務から生ずるすべての知的財産に関

する規定を当該契約の中に含める。これらの規定は、特に、当該知的財産の利用、開示及び使用についての権利を取り扱い、並びにこの協定及び情報及び知的財産に関する附属書に適合するための権限を有する当局が当該免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄が当該免除が与えられた目的を害するものではないと認める場合並びにイーター機構、事務局長及び職員について理事会が免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと決定する場合には、放棄するものとする。

10 イーター機構と接受締約者又はその指定する機関との間のイーター建設地に対する支援に関する協力のための詳細及び手続は、理事会の承認を条件として、相互間で締結するイーター建設地に対する支援に関する協定で定める。

11 1及び2の規定を実施するための措置をとつた後、寄託者に書面にて通報する。

12 イーター機構は、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な現地事務所を設置し、及び運営するものとし、各加盟者は、現地事務所を受け入れる。現地事務所に関する協定については、イーター機構と各加盟者との間で締結する。

13 イーター機構及び加盟者は、この協定に従つて行う業務について契約を締結する場合には、

これらの業務から生ずるすべての知的財産に関

**第十四条 公衆の衛生、安全、許可制度  
及び環境保護**

イーター機構は、公衆及び職業上の衛生及び安全、原子力の安全、放射線からの保護、許可制度、核物質、環境保護並びに害のある行為からの保護に係る接受国の関係国内法令を遵守する。

**第十五条 責任**

1 イーター機構の契約上の責任は、関連する契約中の規定によつて規律されるものとし、当該規定は、当該契約に適用される法律に従つて解釈する。

2 イーター機構は、契約上の責任以外の責任については、理事会が承認する賠償に関する措置の詳細に従い及び関連する法律に基づき自己が法的責任を負う範囲内で、自己が与えたいかなる損害に対しても適切に賠償し、又は他の救済措置をとる。この2の規定は、イーター機構による免除の放棄と解してはならない。

3 イーター機構が1及び2に規定する責任に係る賠償のために行う支払並びにこれに関連して生ずる費用及び支出は、事業資源管理規則に定義する「事業費」として取り扱う。

4 2に規定する損害に対する賠償の費用が、事業のための年次予算及び保険によつてイーター機構が利用可能な資金を超える場合には、加盟者は、第六条8の規定に従い理事会の全会一致の決定に基づいて全体的な予算の増額を求ることによつてイーター機構が2の規定に従つて賠償することができるよう、理事会を通じて協議する。

5 加盟者は、イーター機構に加盟していることによつて、イーター機構の作為、不作為又は義理による接觸に係る接受国は、イーター施設の引渡しの後、第

務について責任を負うものではない。

6 この協定のいかなる規定も、加盟者が他の国又は加盟者の領域内において享受する免除を害するものではなく、また、そのような免除を放棄するものと解してはならない。

**第十六条 廃止**

1 イーター機構は、イーターの運転期間中にイーター施設の廃止に備えるための基金(以下「基金」という。)を設立する。基金の設立、基金に必要な資金の見積り及びその改定、当該見積りの算定基準の変更並びに接受国への基金の移転のための条件は、第九条に規定する事業資源管理規則で定める。

2 イーター機構は、イーターの実験的な運転における最終段階の後五年以内又は接受国と合意する場合にはそれより短い期間内に、イーター施設をイーター機構と接受国との間で合意し、及び必要に応じて改定する状態にする。その後、イーター機構は、イーター施設の廃止のために基金及びイーター施設を接受国に引き渡す。

3 イーター機構は、接受国がイーター施設とともに基金を受領した後、イーター機構と接受国との間に別段の合意がある場合を除くほか、イーター施設に対するいかなる責任も負わないと。委員会の委員は、理事会に對してのみ報告する。

4 会計検査は、次の事項を目的とする。  
(a) すべての収入及び支出が合法的な、かつ、通常の方法で受領され、及び負担され、並びに報告されたか否かについて決定すること。  
(b) 財務管理が健全であつたか否かについて決定すること。

(c) 年次会計の信頼性並びに年次会計の基礎となる取引の合法性及び適正を確認する文書を提出すること。

(d) 支出が予算に適合しているか否かについて

二十条の規定に引き続き拘束されること。

(b) 接受国は、基金に拠出するすべての加盟者に対し、廃止の進捗状況並びに廃止のために使用し、又は生み出された方法及び技術に関して定期的に報告すること。

**第十七条 会計検査**

1 この条の規定及び事業資源管理規則に従つてイーター機構の年次会計の検査を行うため、会計検査委員会(以下「委員会」という。)を設立する。

2 各加盟者は、委員会において一人の委員に

よつて代表される。理事会は、加盟者の推薦に基づき、三年の任期で委員会の委員を任命する。委員会の委員の任期は、一回に限り三年の期間更新することができる。理事会は、委員のうちから、二年の任期で、委員会の委員長を任命する。

3 委員会の委員は、独立していなければならず、いかなる加盟者からも又はその他のいかなる者からも指示を求め、又は受け付けてはならない。委員会の委員は、理事会に對してのみ報告する。

4 評価は、特に、職員の規模の観点からの運営の効果及び効率性に関し、イーター機構の運営が健全であつたか否かについて決定することを目的とする。

5 評価は、イーター機構の記録に基づき行う。運営評価人は、評価を行うために自らが適当と認める人員との十分な接触並びに帳簿及び記録の十分な利用を認められる。

6 イーター機構は、機微な情報又は業務上の秘密の情報の取扱いに関するイーター機構による要請(特に、知的財産、平和的利用及び不拡散に関する政策に係るもの)を運営評価人が遵守することを確保する。

**第十九条 國際協力**

決定すること。

(e) イーター機構に對して財政上の影響を及ぼす可能性のあるすべての事項について検討すること。

5 会計検査は、会計に関する国際的に認められた原則及び基準に基づき行う。

**第十八条 運営上の評価**

1 理事会は、二年に一回、イーター機構の活動に関する運営上の評価を行つて運営評価人を任命し、及び評価の対象事項を決定する。

2 事務局長は、1に規定する場合においても、理事会と協議の後、イーター機構の活動に関する運営上の評価を要請することができる。

3 運営評価人は、独立していなければならず、いかなる加盟者からも又はいかなる者からも指示を求め、又は受け付けてはならない。運営評価人は、理事会に對してのみ報告する。

4 評価は、特に、職員の規模の観点からの運営の効果及び効率性に関し、イーター機構の運営が健全であつたか否かについて決定することを目的とする。

5 評価は、イーター機構の記録に基づき行う。運営評価人は、評価を行うために自らが適当と認める人員との十分な接触並びに帳簿及び記録の十分な利用を認められる。

6 イーター機構は、機微な情報又は業務上の秘密の情報の取扱いに関するイーター機構による要請(特に、知的財産、平和的利用及び不拡散に関する政策に係るもの)を運営評価人が遵守することを確保する。

イーター機構は、この協定に適合し、及び理事

会の全会一致の決定に基づくことを条件として、イーター機構の目的を促進するため、他の国際機関、非締約者及び非締約者の機関と協力し、並びにそのための協定又は取決めを締結することができる。理事会は、そのような協力のための詳細な措置を個別に決定する。

#### 第二十条 平和的利用及び不拡散

1 イーター機構及び加盟者は、この協定に基づいて生み出し、又は受領するいかなる物質、装置又は技術も、平和的目的のためにのみ使用する。この1の規定は、加盟者がこの協定と関係なく取得し、又は開発する物質、装置又は技術を加盟者自身の目的のために使用する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

2 イーター機構及び加盟者は、この協定に基づいて受領し、又は生み出す物質、装置又は技術を核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は平和的目的以外の目的のために第三者に移転してはならない。

3 イーター機構及び加盟者は、効率的な、かつ透明性のある方法によってこの条の規定を実施するために適当な措置をとる。このため、理事会は、適当な国際的な枠組みと連携し、並びに平和的利用及び不拡散を支援する政策を定める。

4 締約者は、イーター事業の成功及び不拡散に

関する政策を支援するため、この条の規定の実施に関連するすべての事項について協議することに合意する。

5 この協定のいかなる規定も、加盟者に自国の輸出管理又は関連法令に反して物質、装置又は技術を移転することを求めるものではない。

6 この協定のいかなる規定も、核兵器その他の核爆発装置の不拡散に関する他の国際協定から生ずる締約者の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第二十一条 ユーラトムへの適用

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従つて、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関連する協定に従つて、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するブルガリア共和国、ルーマニア及びスイス連邦に適用する。

#### 第二十二条 効力発生

1 この協定は、それぞれの署名者の手続に従つて、批准し、受諾し、又は承認されなければならぬ。

2 この協定は、中華人民共和国、ユーラトム、インド共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

3 この協定がその署名の後一年以内に効力を生じない場合には、寄託者は、この協定の効力発生を促進するためにいかなる行動方針をとるべきかを決定するため、署名による会合を招集する。

#### 第二十三条 加入

1 この協定の効力発生の後、いずれの国又は国際機関も、理事会の全会一致の決定に基づき、この協定に加入し、この協定の締約者となることができる。

2 この協定への加入を希望するいすれの国又は国際機関も、事務局長に通報するものとし、理事会は、この協定の有効期間の延長がイーター機

務局長は、この要請が決定のために理事会に提案される少なくとも六箇月前にこの要請を加盟者に通報する。

3 理事会は、いすれの国又は国際機関についても、その加入の条件を決定する。

4 国又は国際機関によるこの協定への加入は、寄託者が加入書及び第十二条5に規定する通報を受領した後三十日で効力を生ずる。

#### 第二十四条 有効期間及び終了

1 この協定の当初の有効期間は、三十五年とする。この期間の最後の五年又は接受国と合意する場合にはこれより短い期間については、イーター施設の除染に充てる。

2 理事会は、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも八年前までに、イーター事業の進捗状況を考慮して、この協定の有効期間を延長すべきであるか否かについて助言を得るため、事務局長を委員長とする特別委員会を設置する。

3 特別委員会は、イーター施設の技術的かつ科学的な状態、この協定の有効期間を延長すべき理由及びこの協定の有効期間の延長を勧告する前に財政上の側面(必要とされる予算並びに除染及び廃止に係る費用に及ぼす影響)を評価する。特別委員会は、その設置の後一年以内に理事会に対して報告書を提出する。

#### 第二十五条 紛争解決

1 この協定から又はこれに関連して締約者間又は一若しくは二以上の締約者とイーター機構との間で生ずるいかなる問題も、協議、仲介又は仲裁その他の合意する手続によつて解決する。関係当事者は、早期の解決を目的として、当該問題の性質を討議するため会合する。

2 関係当事者が協議によつて紛争を解決することができない場合には、いすれの当事者も、理事会の議長(議長が紛争当事者である加盟者から選出されている場合には、紛争当事者でない加盟者を代表する理事会の構成員)に対し、当該紛争を解決するよう努めるための会合において仲介人として行動することを要請することができる。そのような会合は、当事者による仲介の要請の後三十日以内に招集し、及び当該要請の後六十日以内に終了する。仲介人は、紛争当事者以外の加盟者と協議の上、紛争解決のための勧告を付した仲介に関する報告書を作成し、及び当該報告書を会合の終了後直ちに提出する。

3 関係当事者は、協議又は仲介によつて紛争を

構の活動の性格又は加盟者の財政上の貢献の枠組みを変更する場合には、この協定の有効期間を延長することはできない。

5 理事会は、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも六年前までに、この協定の終了を確認し、並びに除染の段階及びイーター機構の解散に係る措置について決定する。

6 この協定は、除染に必要な時間及び廃止に必要な資金が確保される場合には、すべての締約者の合意により終了することができる。

解決することができない場合には、合意する手続に従つて、合意された紛争解決の方法に当該紛争を付することに合意することができる。

#### 第二十六条 脱退

1 この協定が効力を生じた日から十年を経過した後は、接受締約者以外のいずれの締約者も、この協定から脱退する意図を寄託者に通告することができる。

2 脱退は、脱退する締約者のイーター施設の建設への貢献に影響を及ぼすものではない。締約者がイーターの運転期間中に脱退する場合は、当該締約者は、合意されるイーター施設の廃止に係る費用についても分担する。

3 脱退は、締約者が脱退する前にこの協定の実施によって生じていた当該締約者のいかなる継続的な権利、義務及び法的状態にも影響を及ぼすものではない。

4 脱退は、1に規定する通告が行われた会計年度の次の会計年度の末日に効力を生ずる。

5 イーター機構は、脱退する締約者と協議の上、脱退の詳細を書面により作成する。

#### 第二十七条 附属書

情報及び知的財産に関する附属書は、この協定の実施に従つて受領した通報の締約者のこの協定からの脱退の意図の通告の終了

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの協定に署名した。

1 いかなる締約者も、この協定の改正を提案することができる。

2 理事会は、全会一致によつて締約者に勧告するため、改正案を検討する。

3 改正は、それぞれの締約者の手続に従つて、批准され、受諾され、又は承認されなければな

らない。改正は、すべての締約者による批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

#### 第二十九条 寄託者

1 この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

2 この協定の原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、この協定の認証謄本を署名者に送付し、並びに国際連合憲章第百二条の規定に従い登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

3 寄託者は、すべての署名者並びに加入する国及び国際機関に対し、次の事項を通報する。

(a) それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日  
(b) 第十二条5の規定に従つて受領した通報の寄託の日  
(c) この協定の効力発生の日及び前条に規定する改正の日  
(d) 締約者のこの協定からの脱退の意図の通告の終了

#### 第一条 適用対象及び定義

##### 1.1 この附属書は、この協定の実施に当たり、情報及び保護の対象となる事項に関する知的財産を普及し、交換し、利用し、及び保護すること

について適用する。この附属書で使用する用語は、別段の定めがある場合を除くほか、この協定の用語と同一の意味を有する。

「情報」とは、保護を受けることができるか否かを問わず、公表されている資料、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明であつて、1.に定義する知的財産という用語の対象でないものをいう。

1.2 「生み出された知的財産」とは、この協定の実施において国内機関若しくは団体を通じて行動する加盟者、イーター機構又は両者がこの協定に従つて生み出し、又は完全な所有権を取得され、開発され、若しくは創造される知的財産をいう。

1.3 「知識的財産」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知識的所有権機関を設立する条約第二条で定義する意味を有する。この附属書の適用上、知識的財産には、秘密の情報（技術的知識、営業上の秘密等）を含める

ことができる。ただし、秘密の情報は、公表さ

れでおらず、書面その他の記録された形態であ

り、かつ、次のすべての条件を満たすものに限

る。

(a) その所有者によって秘密のものとして保持

されてきたもの

(b) 一般に知られていないもの若しくは公衆が他の情報源から入手可能でないもの又は公衆が印刷された出版物その他判読が可能な文書によって一般に入手可能でないもの

(c) その所有者が、当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、他の者の利用に供してこなかつたもの

(d) 当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、受領する者の利用に供しないもの

1.4 「背景的な知的財産」とは、この協定が効力を生ずる前に取得され、開発され、若しくは創造された知識的財産又はこの協定の範囲外において取得され、開発され、若しくは創造される知識的財産をいう。

1.5 「生み出された知的財産」とは、この協定の実施の過程において国内機関若しくは団体を通じて行動する加盟者、イーター機構又は両者がこの協定に従つて生み出し、又は完全な所有権を取得する知識的財産をいう。

1.6 「改良」とは、既存の知識的財産についての技術的向上（派生的な業務を含む。）をいう。

1.7 「団体」とは、国内機関又はイーター機構がこの協定の目的のために物品又は役務の提供に関する契約を締結する団体をいう。

2.1 加盟者は、この附属書に従つて、生み出され

インド共和国政府のために  
アニル・カコドカール  
日本国政府のために  
岩屋毅

大韓民国政府のために  
金雨植

ロシア連邦政府のために  
トラヴィン、ウラジーミル・ヴァレンチノ

アメリカ合衆国政府のために  
レイモンド・L・オーバック

ヴィット

トルコ共和国政府のために  
ヴィラズ

マレーシア政府のために  
マハムド・モハメド

ペルー共和国政府のために  
アントニオ・モラレス

ブルガリア共和国政府のために  
ヨシフ・シラコバ

エジプト共和国政府のために  
アブデル・ラハマン・アブデル・ラハマン

ギリシャ共和国政府のために  
アレクサンダー・アラカニス

ハンガリー共和国政府のために  
ラヨン・ラヨン

ルーマニア共和国政府のために  
ミハエル・ミハエル

マダガスカル共和国政府のために  
アントニオ・マヌエル・アントニオ・マヌエル

モルドバ共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

モンゴル人民共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

リビア人民民主共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

セネガル共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

ソマリ共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

スリランカ民主人民共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

タジキスタン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

ウズベキスタン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

カザフスタン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

キルギス共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

トルクメニスタン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

アゼルバイジャン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

アゼルバイジャン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

アゼルバイジャン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

アゼルバイジャン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

アゼルバイジャン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

アゼルバイジャン共和国政府のために  
アントニオ・アントニオ

た知的財産の可能な限り広範な普及を支援する。

2.2 各加盟者は、他の加盟者及びイーター機構がこの附属書に基づいて配分される知的財産権を取得することを確保する。各加盟者又はイーター機構が団体と締結する契約は、

この附属書の規定に適合するものでなければならぬ。特に、すべての加盟者及びイーター機構は、この附属書の遵守を確保するために適当と認める公的な調達の手続に従わなければならぬ。

イーター機構は、イーター機構及び加盟者が背景的な知的財産をこの附属書に従つて利用することができるよう、契約する団体の背景的な知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。

各加盟者は、イーター機構及び加盟者が背景的な知的財産をこの附属書に従つて利用することができるよう、契約する団体の背景的な知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。

イーター機構は、イーター機構及び加盟者は、イーター機構及び加盟者が背景的な知的財産をこの附属書に従つて利用することができるよう、契約する団体の背景的な知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。

2.3 この附属書は、加盟者との間の権利の配分を変更し、又は害するものではない。加盟者又はその国民のいずれが知的財産権を有するかについては、加盟者とその国民との間で関係法令に従い決定する。

2.4 加盟者がこの協定の実施の過程において知的財産を生み出し、又は知的財産の完全な所有権の実施権を他の加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構及び加盟者の再実施を許諾する権利(他の加盟

を取得する場合には、当該加盟者は、他のすべての加盟者及びイーター機構に対して適時に通報し、及び当該知的財産の詳細を提供する。

第三条 情報及び科学的な出版物(著作権があるか否かを問わない)の普及

各加盟者は、この協定の実施により直接に生ずる情報を非商業上の利用のために翻訳し、複製し、及び公に発表する権利を有する。この規定の下で作成される著作権のある著作物の写しであつて公に発表されるすべてのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

第四条 加盟者、国内機関又は団体が生み出し、又は用いる知的財産

4.1 生み出された知的財産

4.1.1 加盟者、国内機関又は団体がこの協定の実施の過程において保護の対象となる事項を生み出す場合には、当該加盟者、国内機関又は

団体は、関係法令に従つて、いかなる国においても不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

4.1.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定に基づいて知的財産を生み出す場合には、生み出された知的財産の核融合以外の分野における利用を可能にするため、他の加盟者、国内機関、団体及び第三者と商業上の取決めを締結することが奨励される。

4.1.5 生み出された知的財産又は背景的な知的財産の実施権又は再実施を許諾する権利をこの附属書に従つて許諾する加盟者、国内機関又は団体は、そのような実施権又は再実施権を許諾する権利の許諾の記録を保持し、及びイーター機構を通じること等により、これを他の

者については、それぞれの領域内に限る。)を伴う。

4.1.3 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において知的財産を生み出す場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産の非排他的な実施権を他の加盟者に利用可能にする。当該実施権は、

当該他の加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該他の加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該生み出された知的財産の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

4.2.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景的な知的財産(技術的な知識、営業上の秘密等の秘密の情報を除く。)を用いる場合において、当該背景的な知的財産が次のいずれかの要件を満たすときは、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該背景的な知的財産の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を他の加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構が再実施を許諾する権利並びに他の加盟者がそれぞれの領域内において研究機関及び高等教育機関に再実施を許諾する権利を伴う。

4.2.3 (a) 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

4.2.4 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

加盟者の利用に供する。

4.2.1 背景的な知的財産は、引き続き当該知的財産を所有する当事者の財産とする。

4.2.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景的な知的財産(技術的な知識、営業上の秘密等の秘密の情報を除く。)を用いる場合において、当該背景的な知的財産が次のいずれかの要件を満たすときは、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該背景的な知的財産の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を他の加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構が再実施を許諾する権利並びに他の加盟者がそれぞれの領域内において研究機関及び高等教育機関に再実施を許諾する権利を伴う。

4.2.3 (a) 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

4.2.4 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

て、当該背景的な秘密の情報が次のいずれかの要件を満たすときは、イーラー機構が建設、運転、保守及び修理のための手引書又は訓練用教材を含む。の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の利用権を有することを確保する。

4. 2. 4

(b)

要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

規制当局が要請する安全、品質保証及び品質管理のために必要とされること。

秘密の情報がイーター機構の利用に供される場合には、秘密の情報は、その旨が明確に表示されるものとし、秘密の保護に関する取決めに従つて伝達される。秘密の情報の受領者は、(a)に規定する目的のためにのみこれを利用するものとし、当該取決めに規定する範囲内でその秘密を保護する。

イーター機構は、自己による背景的な秘密の情報の濫用から生ずる損害に対して賠償を支払う。

国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景的な秘密の情報(技術的知識、営業上の秘

秘密等)を用いる場合において、当該背景的な情報が次のいずれかの要件を満たすときは、他の加盟者による公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、当該他の加盟者に対し、金銭上の補償を伴う私契約によって、当該背景的な秘密の情報の商業上の利用権を付与し、又は当該背景的な秘密の情報を用いた同一の物品を提供するために最善の努力を払う。当該利用権の付与又は物品の提供に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該背景的な秘密の情報の利用権を付与し、又は当該背景的な秘密の情報を用いた同一の物品を提供するとときの条件よりも不利でないものとする。当該利用権の付与又は物品の提供については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該利用権は、利用権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

提供される物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

秘密の情報を含む背景的な知的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、他の加盟者が背景的な知的財産を用いた部品を妥当な条件で利用することができるることを確保し、又は平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を他の加盟者に許諾するため最善の努力を払う。当該実施権は、当該他の加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該他の加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該背景的な知的財産の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

用するためには、イータ－施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること又は、イータ－施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

非加盟者の第三者への実施権の許諾

加盟者が非加盟者の第三者に許諾する生み出された知的財産の実施権は、理事会が決定する第三者への実施権の許諾に関する規則に従う。当該規則は、理事会が全会一致で決定する。

第五条 イータ－機構が生み出し、又は用いる知的財産

生み出された知的財産

この協定の実施の過程においてイータ－機構が知的財産を生み出す場合には、イータ－機構が当該知的財産を所有する。イータ－機構は、知的財産の記録、報告及び保護のための適切な手続を作成する。

イータ－機構は、核融合の研究開発の目的のため、平等、無差別、取消不能、非排他性及び無償の原則に基づいて当該知的財産の実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、当該加盟者が自己の領域内において再実施を許諾する権利を伴う。

イータ－機構は、この協定の実施の過程において生み出された知的財産を開発し、又は取得する場合には、商業上の利用のため、平等、無差別及び非排他性の原則に基づき、当

		官 報 (号外)	
5.2	5.2.1 背景的な知的財産	5.2.2 イーター機構は、この協定の実施の過程において背景的な秘密の情報を含む背景的な知識的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を加盟者の利用に供するためには、イーター機構が所有し、及びこの条の規定に適合する雇用契約又は規則で取り扱う。	5.2.3 イーター機構は、加盟者が自己の領域内において背景的な秘密の情報を含む背景的な知識的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を加盟者の利用に供するためには、イーター機構が所有し、及びこの条の規定に適合する雇用契約又は規則で取り扱う。
5.3	5.2.4 イーター機構は、加盟者が自己の領域内において背景的な秘密の情報を含む背景的な知識的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を加盟者の利用に供するためには、イーター機構が所有し、及びこの条の規定に適合する雇用契約又は規則で取り扱う。	6.1 イーター機構が直接に雇用する職員その他の研究者が生み出す知的財産については、イーター機構が所有し、及びこの条の規定に適合する雇用契約又は規則で取り扱う。	6.2 特定の活動に従事するためにイーター機構との取決めによりイーター機構の活動に参加する客員の研究者であつて、イーター機構の利用のための一般的な計画に直接に関与しているものが生み出す知的財産については、理事会が別段の合意をする場合を除くほか、イーター機構が所有する。
6.3	6.3 イーター機構の利用のための一般的な計画に関与していない客員の研究者が生み出す知的財産は、当該客員の研究者とイーター機構との間の取決めであつて、理事会が定める条件に基づくものに従う。	6.4 二以上の加盟者又はイーター機構とともに一若しくは二以上の加盟者が知的財産を創造する場合において、関連する知的財産権による保護を申請し、受け、又は維持するためには、当該知的財産の特徴が分離できないときは、当該知的財産は、共有に係る知的財産権の対象とする。この場合には、当該知的財産を共同で創造した者は、共有に係る知的財産権に関する取決めにより、当該知的財産の配分及び所有権の行使の条件について相互に合意する。	7.2 理事会は、イーター機構が開発し、又は取得する生み出された知的財産の報告、保護及び記録のための適切な手続(例えば、加盟者が利用のできる限り速やかに採択する)。
7.1	7.1 加盟者は、自分が開発し、又は取得する生み出された知的財産の保護を受け、又は求める場合には、他のすべての加盟者及びイーター機構に対する旨を通報し、及び当該保護の詳細を提供する。加盟者は、いかなる国又は地域においても生み出された知的財産の保護を請求する権利を行使しないことを決定する場合は、イーター機構に対して適時に当該決定を通報するものとし、イーター機構は、直接に又は加盟者を通じて当該保護を受けることを求める	8.1 接受締約者は、イーター施設が接受国に移転された後の廃止の段階において、イーター施設の廃止の過程で生み出され、又は利用されるすべての関連情報を他の加盟者に提供する。当該情報は、公表されているか否かを問わない。	7.3 加盟者又はイーター機構は、知的財産を共同で創造する場合には、選択するいずれの国においても、共有に係る知的財産権を取得することを求める権利を有する。
8.2	8.2 廃止の段階において接受国が生み出す知的財産は、この附属書によつて影響を受けない。	9.1 理事会は、知的財産に関連し、かつ、この協定が十分に取り扱っていない場合に限り、この協定の終了又は締約者の脱退に関連するいかなる事項についても必要に応じて取り扱う。	9.2 この附属書に基づいて加盟者及びイーター機構が当該生み出された知的財産の実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、イーター機構が当該生み出された知的財産の実施権を第

構に与えられる知的財産権（特に、すべての許諾される実施権）及び課せられる義務は、この協定の終了の後又は締約者の脱退の後も存続する。

#### 第十条 使用料

イーター機構が知的財産の実施権を許諾することによって受領する使用料は、イーター機構の資源とする。

#### 第十二条 紛争解決

この附属書から又はこれに関連して生ずるいかなる紛争も、この協定第二十五条の規定に従つて解決する。

#### 第十三条 責任

理事会は、職員が知的財産を生み出す場合は、当該職員への報償に関する適切な条件を決定する。

#### 第一条 イーター建設地に対する支援に関する協定

1 接受締約者は、イーター機構に対し、イーター建設地に対する支援のための土地、施設、建物、物品及び役務であつてこの附属書にその概要が示されるものを提供し、又はこれらが提供されることを確保する。接受締約者は、この目的のために自己に代わって行動する機関を指

定することができる。

2 1に規定する支援の詳細及びイーター機構と及び最大重量の装置並びに職員及び訪問者のイーター建設地の境界までの通行を可能とするマルセイユのオートノム港とイーター建設地との間の経路における道路、小道及び橋（必要な場合には、これらの改修を含む。）

3 接受者は、イーター機構の設立の日からこの協定の有効期間の満了の日又は終了の日までの間、イーター機構に対しイーター建設地に対する支援を提供する。

#### 第三条 連絡委員会

イーター機構及び接受者は、この附属書の対象となる支援の効果的な提供であつてイーター建設地に対する支援に関する協定に規定する条件に基づくものを確保するために連絡委員会を設置する。

#### 第四条 土地、建物、施設及び通行

接受者は、国際熱核融合実験炉のための工学設計活動における協力に関する欧州原子力共同体、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に基づいて設置された理事会が二千年に採択したイーター建設地の要件及びイーター建設地に関する前提条件に定める条件に従つて、イーター建設地その他次に掲げる特定の施設及び役務を自己の負担で提供する。

(a) イーターの建物の建設、使用及び拡張並びに補助的な役務の提供を可能にし、かつ、イーター機構が無償で利用することのできる土地であつて国際熱核融合実験炉のための工学設計活動の最終報告書に定めるもの

(b) イーター建設地の境界まで提供される主要な役務（水道、電気、下水、排水及び警報システム）

ステム）

(c) イーター事業のために搬入される最大寸法及び最大重量の装置並びに職員及び訪問者のイーター建設地の境界までの通行を可能とするマルセイユのオートノム港とイーター建設地との間の経路における道路、小道及び橋（必要な場合には、これらの改修を含む。）

(d) 接受締約者又はその指定する機関（以下「接受者」という。）との間の協力のための手続は、相互通行を可能とするマルセイユのオートノム港とイーター建設地までの通行を可能とするマルセイユのオートノム港とイーター建設地との間の経路における道路、小道及び橋（必要な場合には、これらの改修を含む。）

(e) 警備及び警報システム並びにその施設に係る役務  
(f) 食堂に係る役務  
(g) 語学講座に関する支援  
(h) 勤務地までのバスによる輸送の役務  
(i) イーターの運搬から生ずる放射性廃棄物の管理及び処分に係る役務  
(j) 移転及び居住に関する支援  
(k) 勤務地までの及び勤務地からのバスによる輸送の役務  
(l) 娯楽、社交及び福祉施設に係る役務  
(m) 公益事業によって使用に供される役務  
(n) 図書館及びマルチメディアに係る役務  
(o) 環境の監視（放射線の監視を含む。）に係る役務  
(p) イーター建設地におけるごみ処理、清掃及び造園に係る役務  
(q) 中核的な教育課程に基づいた大学前の教育を提供し、及び接受締約者以外の締約者に特有な、かつ、支援された追加的な教育課程の科目の実施を促進する。接受締約者以外の締約者は、学校の発展及びそれぞの教育当局によるこれらの教育課程の認定を支援するために最善の努力を払う。

て接受者からイーター機構に出向する職員を除く。）の提供を通ずる役務

(b) 医療サービス施設に係る役務  
(c) 緊急時ににおける役務

## 審査報告書

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

外交防衛委員長 田浦 直  
参議院議長 扇 千景殿

官報 (号外)

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

この協定は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構等に対して付与される特権及び免除の内容及び範囲を定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、イーター事業の共同による実施に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

## 二、費用

別に費用を要しない。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について、日本国政府、大韓民国政府及びロシア連邦政府（以下「締約者」という。）は、

欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）、中華人民共和国政府、インド共和国政府、日本国政府、大韓民国政府及びロシア連邦政府

条の規定に従つて、国際法上の法人格（國又は国際機関と協定を締結する能力を有する。）を有する。

イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において次の事項を含む必要な法律上の能力を有する。

（a）契約を締結すること。

（b）財産を取得し、保有し、及び処分すること。

（c）許可を取得すること。

（d）訴えを提起すること。

## 第二条

イーター機構の建物及び構内は、不可侵とする。

## 第三条

イーター機構の公文書及び書類は、不可侵とする。

## 第四条

イーター機構は、裁判権からの免除及び強制執行の免除を享受する。ただし、次のものについては、この限りでない。

（a）イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例

（b）イーター機構が所有し、若しくはイーター

機構のために運行される自動車により引き起こされる事故から生ずる損害について第三者の提起する民事訴訟又はこれらの自動車に係る交通犯罪

（c）第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁決の執行

（d）イーター機構の職員の債務のために執行されるイーター機構の職員の給料の差押え。た

だし、当該差押えが、それが執行される国に

領域内において有効な規則に従つた最終的かつ執行可能な法的な決定から生ずる場合に限る。

イーター機構の財産及び資産は、いずれの場所にあるかを問わず、あらゆる形式の徴発、没収、収用及び差押えを免除される。ただし、次のものについては、この限りでない。

（a）イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例

（b）第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁決の執行

（c）第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁決の執行

（d）イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動の範囲内において直接税を免除される。

（a）イーター機構が所有し、又はイーター機構のために運行される自動車に係る事故の防止及び調査

（b）第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁決の執行

（c）イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動の範囲内において直接税を免除される。

（d）イーター機構の職員の債務のために執行されるイーター機構の職員の給料の差押え。た

だし、当該差押えが、それが執行される国に

（e）イーター国際核融合エネルギー機構（以下「イーター機構」という。）は、イーター協定第五

官報(号外)

るために適切な措置をとる。

第六条

1 イーター機構の公的な活動のためにイーター機構によって又はイーター機構のために輸入され、又は輸出される物品については、すべての関税その他の税を免除される。イーター機構がイーター機構の公的な活動のために輸入され、又は輸出される物品については、イーター協定の第十四条及び第二十条に規定する法令及び政策に適合する禁止又は制限である場合を除くほか、輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2 前条に規定する免除によつて利益を受けた物品又は1の規定に基づいて輸入された物品は、免除を認めた締約者が定める条件に従う場合を除くほか、売却し、又は譲渡してはならない。

第七条

1 前二条の規定の適用上、イーター機構の公的な活動は、その運営上の活動(イーター機構が設けるいかなる社会保障制度に関連する業務も含む)及びイーター協定に定めるイーター機構の目的を達成するために実施される活動を含む。

2 前二条の規定は、公益事業の使用料にすぎない税については、適用しない。

イーター機構の職員の一身上の便宜のために購入され、若しくは輸入される物品又はこのために提供される役務については、第五条及び第六条の規定に基づく免除は、与えられない。

第九条

イーター機構が送付し、又はイーター機構に交付される出版物その他の資料の配布については、

いかなる方法によつても制限してはならない。ただし、このことは、イーター協定の第十四条及び第二十条に規定する法令及び政策の適用を妨げるものではない。

第十条

1 イーター機構は、いかなる種類の資金、通貨、現金又は有価証券も受領し、及び保持することができる。イーター機構は、イーター協定に規定するあらゆる目的のためにそれらを自由に処分し、及びイーター機構の義務を履行するために必要な範囲内にいかなる通貨の勘定も保持することができる。

2 イーター機構は、1に規定する権利を行使するに当たつて、いずれの加盟者が行ういかなる申入れに対しても、イーター機構の利益を害することなくこの申入れを実施することができる

第十一條

1 イーター機構は、その公用通信及びすべての書類の移送に関し、各締約者が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享受する。

2 イーター機構の公用通信は、通信手段のいかんを問わず、検閲してはならない。

第十二条

1 締約者は、イーター機構の職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためにすべての適当な措置をとる。

第十三条

1 締約者の代表は、代表としての任務の遂行中及びイーター機構が招集する会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享受する。

(a) 逮捕及び拘留並びに手荷物の押収の免除

(b) 締約者の代表が任務の遂行上行つた行為(口頭及び書面による陳述を含む。)についての裁判権からの免除(この免除は、当該代表の任務の終了の後も与えられる)。ただし、イーター機構の職員は、この限りでない。

(c) 出入国を制限する措置及び外国人登録を規律する措置の免除に関する義務の免除(口頭及び書面による陳述を含む。)。ただし、イーター機構の職員が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。

(b)

兵役に関するすべての義務の免除(口頭及び書面による陳述を含む。)。ただし、イーター機構の職員が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。

(b)

職員がイーター機構の職員でなくなつた後も与えられる)。ただし、イーター機構の職員が犯す自動車に係る交通犯罪又はイーター機

締約者の代表が犯す自動車に係る交通犯罪又は締約者の代表が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。

(b)

通常与えられる便益と同一の便益(この便益は、イーター機構の職員の家族の構成員であつて当該職員の世帯に属するものに対して与えられる)。

(b)

為替規制に関する特権と同一の特権(も与えられる)。

(b)

国際的な危機の場合に外交官に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益(この便益は、イーター機構の職員の家族の構成員であつて当該職員の世帯に属するものに対して与えられる)。

(b)

関係国に最初に赴任する際に家具及び身回品を無税で輸入する権利並びに当該国における任務の終了の際に当該家具及び身回品を無税で輸出する権利。ただし、いずれの場合においても、自國の領域内において当該権利が行使される国が必要と認める条件に従う。

第十五条

前条に規定する特権及び免除のほか、イーター機構の事務局長及び事務局長の職が空席の場合には事務局長に代わつて行動するように命じられた者は、同等の地位にある外交官に与えられる特権

及び免除を享受する。

#### 第十六条

専門家は、イーター機構に関連する任務又はイーター機構のための任務を遂行するに当たつて、任務の遂行上及び任務の期間中行われる旅行の間を含めて、その任務を遂行するために必要な範囲内で、次の特権及び免除を享受する。

- (a) 専門家が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む)についての裁判権からの免除(この免除は、当該専門家がイーター機構のための任務の遂行を終了した後も与えられる)。ただし、専門家が犯す自動車に係る交通犯罪又は専門家が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。
- (b) すべての公用の書類及び文書の不可侵
- (c) 通貨及び為替の規制並びに手荷物に関し、一時的な公的任務を有する外国政府の公務員に与えられる便益と同一の便益

#### 官報(号外)

員規則が適用されるすべての種類の職員について適用する。

イーター機構の理事会(以下「理事会」という)は、第十六条の規定が適用される専門家の種類を決定する。この条に規定する職員及び専門家の氏名、肩書及び住所は、イーター機構の加盟者に随時通報する。

#### 第十九条

イーター機構が独自の社会保障制度を設ける場合には、イーター機構、事務局長及び職員は、締約者は又は接受国と締結する取決めに従つて、締約者又は接受国の社会保障機関に対するすべての強制的な拠出を免除される。

#### 第二十条

締約者は、自国民又はイーター機構の職員の地位に就く時に締約者に通常居住する者に対し、第十三条、第十四条(b)及び(d)から(g)まで、第十五条、第十六条(c)並びに前条に規定する特権及び免除を与えることを義務付けられない。

#### 第二十一条

この協定に定める特権及び免除は、イーター機構の事務局長、職員及び専門家の一身上の便益のため与えられるものではなく、イーター

1 この協定に定める特権及び免除は、イーター機構の事務局長、職員及び専門家の一身上の便益のため与えられるものではなく、イーター

税を免除される。ただし、これらの給料及び手当がイーター機構の利益のために課される賦課金の対象である場合に限る。締約者は、他の源泉からの所得に対して課する税の額を算定するためにこれら給料及び手当を考慮に入れる権利を留保する。

- 2 1の規定は、イーター機構が事務局長及び職員であつた者に支払う保険年金及び退職年金については、適用しない。

- 第十八条 第十四条及び前条の規定は、イーター機構の職

#### 第二十二条

イーター機構は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令、公衆の衛生及び安全、許可制度、環境保護、労働監督に関する法令その他これらに類する国内法の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権及び免除のいかなる濫用も防止するため、締約者及びイーター協定第一条2に規定する接受国の権限のある当局と常に協力する。この

条に規定する協力のための手続は、本部協定及び現地事務所に関する協定又は補足的な協定で定めることができる。

#### 第二十三条

1 イーター機構は、書面による契約(職員規則に従つて締結する契約を除く)を締結する場合には、仲裁について規定することができる。仲裁条項又は仲裁のために締結する特別な取決めは、適用可能な法令及び仲裁人が仲裁を行う国を特定する。

2 仲裁裁定の執行については、自国の領域内において裁定が執行される国で有効な規則によつて規律する。

#### 第二十四条

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従つて、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関連する協定に従つて、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するブルガリア共和国、ルーマニア及びスイス連邦に適用する。

#### 第二十五条

1 この協定は、それぞれの署名者の手続に従つて、批准し、受諾し、又は承認されなければならぬ。

#### 第二十六条

- 1 関係する国又は国際機関は、理事会がイーター協定第二十三条1の規定に従つて決定を採択した後、この協定に加入し、この協定の締約者となることができる。
- 2 加入は、加入書が寄託者に寄託された日に効力を生ずる。

#### 第二十七条

この協定は、イーター協定と同一の有効期間を有する。この協定の有効期間の満了は、第十三条1(b)、第十四条(a)及び第十六条(a)に規定する免除に影響を及ぼすものではない。

#### 第二十八条

この協定から又はこれに関連して締約者間又是一若しくは二以上の締約者とイーター機構との間で生ずるいかなる問題も、協議、仲介又は仲裁その他合意する手続によって解決する。関係当事者は、早期の解決を目的として、当該問題の性質を討議するために会合する。

#### 第二十九条

- 1 この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。
- 2 この協定の原本は、寄託者に寄託される。寄

2 この協定は、中華人民共和国、ユーラトム、インド共和国、日本国、大韓民国及びロシア連邦によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

3 この協定がその署名の後一年以内に効力を発生を促進するため、署名者による会合を招集する場合には、寄託者は、この協定の効力を発生を決定するためにいかなる行動方針をとるべきかを決定するため、署名者による会合を招集する。

託者は、この協定の認証謄本を署名者に送付し、並びに国際連合憲章第百二条の規定に従い登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

3 寄託者は、すべての署名者並びに加入する国及び国際機関に対し、次の事項を通報する。

(a) それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日

(b) この協定の効力発生の日

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの協定に署名した。

二千六年十一月二十一日にパリで、英語により原本一通を作成した。

徐冠華

インド共和国政府のために

アニル・カコドカール

日本国政府のために

岩屋毅

大韓民国政府のために

金雨植

ロシア連邦政府のために

トライヴィン、ウラジーミル・ヴァレンチノ・ヴィツチ

#### 審査報告書

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求める件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日  
外交防衛委員長 田浦 直  
参議院議長 扇 千景殿

平成十九年四月十七日  
参議院議長 河野 洋平  
衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 扇 千景殿

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国と欧州原子力共同体との間においてイーター事業及び平和的目的のため

の核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動の共同による実施のための具体的な手続及び詳細に関する枠組み等

について定めるものである。この協定の締結により、より広範な取組を通じた活動の欧州原子

力共同体との共同による実施が可能となること

もに、平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現に寄与することが期待されるので、妥当な措置と認める。

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

イーター事業における国際原子力機関の役割及び経済協力開発機構の国際エネルギー機関の下での核融合の研究開発の分野における両締約者の貢献を想起し、

イーター事業における国際原子力機関の役割及び経済協力開発機構の国際エネルギー機関の下での核融合の研究開発の分野における両締約者の貢献を想起し、

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

イーターの建設の段階に合致する期間にイーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動を共同で実施することを希望して、

次のとおり協定した。

#### 第一章 序

##### 第一条 目的

日本国政府及び欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)の両者(以下「両締約者」と総称する。)は、

制御核融合の分野における協力に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定を考慮し、

政府と欧州原子力共同体との間による実施に関する日本国政府と欧州原子力共

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

共同による実施のための具体的な手続及び詳細に  
関する枠組みを定めることを目的とする。

## 第二条 より広範な取組を通じた活動の 概要

1 より広範な取組を通じた活動は、次の三の事  
業から成る。

(a) 國際核融合材料照射施設に関する工学実証  
及び工学設計活動に係る事業

(b) 國際核融合エネルギー研究センターに係る  
事業

(c) サテライト・トカマク計画に係る事業

2 より広範な取組を通じた活動は、共同文書に  
従い及びブリュッセル共同宣言を基礎として、  
イーターの建設の段階に合致する期間に実施す  
る。

3 より広範な取組を通じた活動を規律する一般  
原則は、この協定で定めるものとし、より広範  
な取組を通じた活動の各事業ごとの原則は、こ  
の協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ、附屬書  
Ⅱ及び附属書Ⅲで定める。

第二章 より広範な取組を通じた活動に關  
する運営上の組織

第三条 より広範な取組を通じた活動に  
關する運営委員会

1 この協定により、より広範な取組を通じた活  
動に関する運営委員会（以下「運営委員会」とい  
う）を設立する。運営委員会は、この協定に  
従つて、より広範な取組を通じた活動の実施に  
関する全般的な指導及び監督について責任を負  
う。

2 運営委員会は、次条1の規定に従つて設置さ

れる事務局（以下「事務局」という。）の補佐を受  
ける。

3 運営委員会は、法人格を有するものとし、他  
の国及び国際機関との関係において並びに両締  
約者の領域内において、その任務を遂行し、及  
びその目的を達成するために必要な法律上の能  
力を有する。

4 各締約者は、運営委員会に同数の委員を任命  
し、及び任命する委員のうちから一人を自己の  
代表団の長に指名する。

5 運営委員会は、少なくとも年二回、欧州及び  
日本国において交渉に又は他の合意する時期及  
び場所において会合する。会合を主催する締約  
者の代表団の長は、会合の議長を務める。運営  
委員会は、議長が招集するときに会合する。

6 運営委員会は、コンセンサス方式により決定  
を行う。

7 兩締約者は、相互の合意によつて運営委員会  
の費用を負担する。

8 運営委員会の任務は、次の事項を含む。

(a) 次条1に規定する事務局の職員の任命

(b) 第六条1に規定するより広範な取組を通じ  
た活動の各事業の事業長（以下「事業長」とい  
う。）の任命

(c) 次章に規定するより広範な取組を通じた活  
動の各事業に関する事業計画、作業計画及び  
年次報告（以下それぞれ「事業計画」、「作業計  
画」及び「年次報告」という。）の承認

(d) 第六条2に規定する事業チーム（以下「事業  
チーム」という。）の構成の承認

(e) 第十二条1(a)(ii)に規定する財政上の貢献以  
上。

外の貢献の一部として締約者が事業チームに  
提供する専門家（以下「専門家」という。）の各  
年ごとの任命

(f) 第二十五条の規定に基づくイーター事業の  
共同による実施のためのイーター国際核融  
合エネルギー機構の設立に関する協定（以下  
「イーター協定」という。）の他の締約者による  
より広範な取組を通じた活動の事業への参加

ととの当該参加に関する協定及び取決めの締結

(g) より広範な取組を通じた活動について指導  
し、及び監督するために必要なその他の任務

との当該参加に関する協定及び取決めの締結

5 次条に規定するそれぞれの事業長は、各事業  
委員会の事務局としての機能を確保する。

6 各事業委員会の任務は、次の事項を含む。

(a) 関連する事業長が次章の規定に従つて運営  
委員会に提出するそれぞれの事業計画、作業  
計画及び年次報告の草案について、勧告を行  
うこと。

(b) より広範な取組を通じた活動の事業に関す  
る進捗状況について監視し、及び報告するこ  
と。

(c) 運営委員会が指示するその他の任務を遂行  
すること。

7 各事業委員会は、コンセンサス方式により決  
定を行う。

8 運営委員会は、事務局を設置するものとし、  
事務局の職員を任命する。

9 運営委員会は、事務局を補佐する。事務局の  
任務は、運営委員会が決定するものとし、次の  
事項を含む。

(a) 運営委員会の公用通信を発受すること。

(b) 運営委員会の会合を準備すること。

(c) 運営委員会のために運営上の報告書その他  
の報告書を作成すること。

(d) 運営委員会が決定するその他の活動を行  
うこと。

## 第六条 事業長及び事業チーム

1 運営委員会は、より広範な取組を通じた活動  
の各事業のために事業長を任命する。事業長  
は、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに定める  
事業の実施の調整について責任を負う。

2 各事業長は、その責任及び任務の遂行に當  
たり、それぞれの事業チームの補佐を受ける。各  
事業チームの構成員は、専門家及び客員の科学  
者その他の構成員から成る。各事業チームの構  
成は、それぞれの事業長の提案に基づいて運営  
委員会が承認する。

3 各事業長の任務は、次の事項を含む。

3 各事業委員会は、少なくとも年二回会合す  
る。事業委員会による別段の合意がある場合を  
除くほか、事業委員会は、日本国で会合する。  
各事業委員会の議長は、当該事業委員会の委員  
のうちから運営委員会が指名する。

4 各事業委員会は、コンセンサス方式により決  
定を行う。

5 各事業委員会は、少なくとも年二回会合す  
る。事業委員会による別段の合意がある場合を  
除くほか、事業委員会は、日本国で会合する。

6 各事業委員会は、各事業委員会の議長は、当該  
事業委員会の委員のうちから運営委員会が指名する。

7 各事業委員会は、少なくとも年二回会合す  
る。事業委員会による別段の合意がある場合を  
除くほか、事業委員会は、日本国で会合する。

# 官 報 (号外)

- (a) 作業計画の実施に当たり、事業チームを組織し、指導し、及び監督すること。
- (b) それぞれの事業委員会と協議の後、事業計画、作業計画及び年次報告を作成し、及び承認のため運営委員会に提出すること。
- (c) 第十七条の規定に従つて、それぞれの事業チームを支援するために費用を支出すること
- チームを通じた活動のそれぞれの事業に関する実施機関（以下「日本の実施機関」という。）
- を次条1の規定に従つて日本国政府が指定する実施機関（以下「日本の実施機関」という。）
- に要請すること。
- (d) 各締約者からの貢献について経理を行うこと。
- (e) 事業委員会の事務局としての機能を確保すること。
- (f) より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する進捗状況を事業委員会に報告すること。

## 第七条 実施機関

- 1 各締約者は、より広範な取組を通じた活動の実施に係る義務（特に、当該活動の実施のための資源を利用可能にすること。）を履行するための実施機関（以下「実施機関」という。）を指定する。この協定が効力を生じた後も実施機関が指定されていない場合には、両締約者は、問題を解決する方法について直ちに相互に協議する。
- 2 日本の実施機関は、事業チームを受け入れ、並びに附属書I、附属書II及び附属書IIIに定める条件に基づいて事業チームが任務を遂行するため、必要な作業場（事務所を含む。）並びに物品及び役務を利用可能にする。
- 3 日本の実施機関は、第三条1の規定に従うことを条件として、各事業チームの事業費に係る

- 合意された財政上の貢献及び一般経費に係る財政上の貢献の管理について責任を負う。これらの財政上の貢献は、それぞれの事業計画及び作業計画に従つて、より広範な取組を通じた活動の各事業のために充てられる。日本の実施機関は、これらの財政上の貢献の管理のため、両締約者の財政上の貢献を管理する責任者を指名する。当該責任者の任務は、次の事項を含む。
- (a) 事業計画及び作業計画に従つて、締約者は実施機関に対して財政上の貢献を行うことを要請すること。
- (b) より広範な取組を通じた活動の各事業に係る財政上の貢献に関し、別個の勘定を維持し、及び当該勘定を、財政上の貢献に関するすべての帳簿、記録その他の文書とともに、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後少なくとも五年間保持すること。
- 4 日本の実施機関は、より広範な取組を通じた活動の実施に必要なすべての許可及び免許を得るために必要な措置をとる。

## 第三章 より広範な取組を通じた活動の実施に関する文書及び会計検査

- 1 各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の実施機関が行つた支出の要約を含む。）を提供する。
- 2 日本の実施機関は、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業の実施に当たり行わたしたすべての活動を対象とする年次報告（当該事業のために各締約者が行つた貢献及び第七条3の規定に従つて日本の実施機関が行つた支出の要約を含む。）を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。事業長は、運営委員会の承認を得た上で、年次報告及び運営委員会による意見を両締約者及び実施機関に送付する。
- 3 第八条からこの条までに規定する事業計画、作業計画及び年次報告並びにより広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する事業計画を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。

- 2 各事業計画については、その事業のすべての実施期間を対象とするものとし、定期的に改定する。事業計画は、次の事項を定める。
- (a) 運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する事業計画を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。
- (b) ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づく財政上の貢献

- 1 各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の実施機関が行つた貢献及び自己が行つた支出の要約に必要な資料を各事業長に提供する。
- 2 日本の実施機関は、1に規定する事業のために各締約者が行つた貢献及び自己が行つた支出機関に送付する。
- 3 第八条からこの条までに規定する事業計画、作業計画及び年次報告並びにより広範な取組を通じた活動の実施のために不可欠なその他の文書は、英語で起草する。
- (a) 達成された成果を踏まえた当該事業の実施のための全般的な活動計画（日程及び達成すべき主要な目標を含む。）の概要
- (b) 当該事業の実施のために既に行われた貢献及び将来行われる貢献の包括的な概要

- (a) 達成された成果を踏まえた当該事業の実施のための全般的な活動計画（日程及び達成すべき主要な目標を含む。）の概要
- (b) 当該事業の実施のために既に行われた貢献及び将来行われる貢献の包括的な概要

- (a) 達成された成果を踏まえた当該事業の実施のための全般的な活動計画（日程及び達成すべき主要な目標を含む。）の概要
- (b) 当該事業の実施のために既に行われた貢献及び将来行われる貢献の包括的な概要

## 第十一條 会計検査

- 各締約者は、この協定の有効期間中及びこの協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後五年間はいつでも、より広範な取組を通じた活動の目的のため、日本の実施機関が維持する別個の勘定の会計検査を、文書に基づき及び現場において、かつ適当な場合には、より広範な取組を通じた活動に關して保持する帳簿、記録その他の文書を会計検査の目的のために閲覧に供する。

## 第四章 資源

- 各事業長は、それぞれの事業委員会に提出する。作業計画は、それぞれの事業計画の詳細及び実施する活動の計画に関する説明（目的、計画立案、一般経費及び各締約者が提供する貢献を含む。）を提供する。

- 1 より広範な取組を通じた活動の実施のための資源は、次の貢献から成る。
- (a) 次のものから成る財政上の貢献以外の貢献であつて、技術仕様に従い並びにブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づいたもの

## 第十二條 一般原則

- 1 各事業長は、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業の実施に当たり行わたしたすべての活動を対象とする年次報告（当該事業のために各締約者が行つた貢献及び第七条3の規定に従つて日本の実施機関が行つた支出の要約を含む。）を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。事業長は、運営委員会の承認を得た上で、年次報告及び運営委員会による意見を両締約者及び実施機関に送付する。
- 2 日本の実施機関は、1に規定する事業のために各締約者が行つた貢献及び自己が行つた支出の要約に必要な資料を各事業長に提供する。
- 3 第八条からこの条までに規定する事業計画、作業計画及び年次報告並びにより広範な取組を通じた活動の実施のために不可欠なその他の文書は、英語で起草する。
- (b) ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づく財政上の貢献

### 第十三条 租税

1 各締約者は、この協定の実施のために必要な物品について、自己の領域への輸入又は自己の領域からの輸出に対して課される関税を免除し、並びに税関当局によって徴収されるその他の租税並びに輸入に関する禁止及び制限を免除することを確保する。この1の規定は、当該必要な物品の原産国を考慮することなく実施される。

2 前条1(a)(ii)の規定に従つて財政上の貢献以外の貢献として運営委員会による任命の後に一方の締約者が事業チームに提供する専門家及び運営委員会による任命の後に一方に提供する職員は、他方の締約者の領域内において給料、賃金及び報酬に対し課される租税を免除される。

第十四条 財政上の貢献以外の貢献に関する規則

1 財政上の貢献については、関連する事業長の同意を得て実施機関間で合意する調達に関する取決め（以下「調達取決め」という。）の対象とする。

2 調達取決めは、行われる貢献の詳細な技術的な説明（技術仕様、日程、達成すべき目標、危険性の評価並びに調達物品及びその受領に関する基準を含む。）を提供し、及び関連する事業長が財政上の貢献以外の貢献に関し性能上の技術的な管理を行うことを可能にする条件を定める。調達取決めは、特に、次の事項を定める。

(a) 個々の財政上の貢献以外の貢献に係る価額  
(b) 実施機関及び事業長の役割及び責任  
(c) 調達のための手続

同核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共

- (d) 調達に関し、その日程並びに達成すべき目標の達成状況の受入れ及び調達物品の受領に関する条件
- (e) 調達物品の品質保証に係る措置の適用
- (f) 関連する事業長、実施機関及び団体であつて調達物品の供給に関与するものの間の関係並びにそれらの間の状況を把握するための手続

- (g) 費用、調達の日程及び調達物品の性能に影響を及ぼし得る調達に係る変更に対処するための手続
- (h) 最終的な調達物品の受領及び調達物品の所有権の移転についての可能性

- (i) 第七条1の規定に従つてユーラトムが指定する実施機関（以下「欧州の実施機関」という。）が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本

- (j) 第七条1の規定に従つてユーラトムが指定する実施機関（以下「欧州の実施機関」という。）が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本

- (k) 第七条1の規定に従つてユーラトムが指定する実施機関（以下「欧州の実施機関」という。）が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本

- (l) 第七条1の規定に従つてユーラトムが指定する実施機関（以下「欧州の実施機関」という。）が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本

- (m) 第七条1の規定に従つてユーラトムが指定する実施機関（以下「欧州の実施機関」という。）が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本

- (n) 第七条1の規定に従つてユーラトムが指定する実施機関（以下「欧州の実施機関」という。）が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本

の旅費及び生活費を支払う。事業チーム又は事務局を受け入れる締約者は、専門家、事務局の職員及びそれらの家族のために適当な宿泊施設を手配する。事業チーム又は事務局を受け入れる締約者は、専門家、事務局の職員及びそれらの家族の自己の領域への入国を容易にするために適当な措置をとるものとし、専門家及び事務局の職員に対してそれらの者の任務の遂行に起因して法的措置がとられる場合には、法的な及び通訳の役務に関して適当な便益を提供するよう最善の努力を払うことを自己の実施機関に要請する。専門家及び事務局の職員は、他方の締約者においてその任務を遂行するに当たり、受入施設において有効な又は派遣取決めで合意される就業及び安全に関する一般的及び特別な規則を遵守する。

### 第十五条 配分の調整

締約者は、不測の事態により必要とされる場合には、より広範な取組を通じた活動の同一の事業の範囲内で貢献の配分を変更することを提案することができます。関連する事業長は、当該提案に基づき及び関連する事業委員会と協議の後、当該事業の総費用及び当該事業における両締約者間の貢献の全体的な均衡を維持しつつ、改定する資源の配分を運営委員会に提案する。

4 調達取決めは、専門家又は事務局の職員については、派遣取決めの形式をとる。専門家又は事務局の職員に係る価額は、ブリュッセル共同宣言に添付されている文書「両締約者の貢献の価額見積り及び分配」に記載されているとおりであり、必要に応じて運営委員会が隨時改定することができる。

5 各締約者は、自分が提供する専門家及び事務局の職員に支払われる給料、保険料及び手当について責任を負うものとし、別段の合意がある場合を除くほか、当該専門家及び事務局の職員

日本の実施機関は、関連する事業長の要請に基づき及び関係する作業計画で設定された上限の範囲内で、必要な措置をとる。

### 第五章 情報及び知的財産

- (a) 「情報」とは、保護を受けることができるか否かを問わず、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明をいう。

- (b) 「業務上の秘密の情報」とは、技術的知識、業務上の秘密又は技術上、商業上若しくは財務上の情報を含む情報であつて、次のすべての条件を満たすものをいう。

- (i) その所有者によつて秘密のものとして保持されてきたもの
- (ii) 一般に知られていないもの又は他の情報源から入手可能でないもの
- (iii) その所有者が、当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、他の者の利用に供してこなかつたもの
- (iv) 当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、受領する者の利用に供しないもの

- 3 両締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により生ずる情報の可能な限り広範な普及を支援する。

- 2 両締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により生ずる情報の可能な限り広範な普及を支援する。
- 3 両締約者は、この章の規定に従つて、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、この協定に基づいて事業チームに与えられる任務の遂行により事

すべての支払は、欧州の実施機関にあつてはユーロで、日本の実施機関にあつては日本円で行う。

第十七条 事業チームの一般経費  
各事業チームの一般経費は、第七条3の規定に基づき、日本の実施機関が支出する。このため、

業チームの構成員が生み出すすべての情報を自由に入手することができる。

4 各締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により直接に生ずる科学的及び技術的な雑誌の記事、報告書及び書籍を翻訳し、複製し、及び公に頒布するための非排他的な、取消し不能な、かつ、無償の利用権をすべての国において有する。この章の規定の下で作成される著作権のある著作物の写しであつて公に頒布されるすべてのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

5 事業チーム及び両締約者は、この章の規定に従つて、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、この協定に基づいて実施機関に与えられる任務の遂行により実施機関の人員が生み出すすべての情報を自由に入手することができる。

6 この協定に基づいて実施機関又は事業長に与えられる任務の遂行のため、実施機関又は事業長の発意により締結される契約には、両締約者がこの協定に基づく義務を果たすことを可能にする規定を含める。

7 各締約者は、自己の法令、第三者に対する義務及びこの章の規定に従つて、事業チーム及び実施機関がこの協定に基づいて与えられる任務を遂行するために必要な情報であつて当該締約者が利用することができるいかなるものも、事業チーム及び実施機関が自由に利用することができるよう最善の努力を払う。

8 この協定の実施に当たり業務上の秘密の情報が利用される場合には、業務上の秘密の情報は、その旨が適切に表示されるものとし、秘

密の保護に関する取決めに従つて伝達される。業務上の秘密の情報の受領者は、この協定の実施のためにこれを利用するものとし、当該取決めに定める範囲内でその秘密を保護する。

#### 第十九条 知的財産

##### 1 この協定の適用上、「知的財産」は、千九百六

十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的所有権機関を設立する条約第二条で

定義する意味を有する。各締約者は、自己の法令に従つて、他方の締約者がこの章の規定に基づいて配分される知的財産権を取得することができることを確保する。この章の規定は、締約者とその国民との間の権利の配分を変更し、又

は害するものではない。締約者又はその国民のいずれが知的財産権を有するかについては、締約者とその国民との間で関係法令に従い決定す

る。

2 この協定の実施に当たり事業チームの構成員

が保護の対象となる事項を生み出す場合には、

それぞれの事業長は、知的財産の保護を受けるべき国についての勧告を付して直ちに運営委員会に通報する。もつとも、各締約者、その実施機関又は当該締約者が提供する事業チームの構成員は、当該締約者の領域内において知的財産についての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。運営委員会は、第三国において当該知的財産の保護を求めるか否か及びどのように権利を有する。運営委員会は、第三国において当該知的財産の保護を求めるか否か及びどのように方法で求めるかについて決定する。締約

者、その実施機関又は当該締約者が提供する事

業チームの構成員が知的財産の保護を受けるす

べての場合において、当該締約者は、事業チー

ムの構成員が事業チームに与えられる任務の遂

行のために当該知的財産を自由に利用することができるることを確保する。

3 この協定に基づいて実施機関に与えられる任務の遂行に当たり実施機関の人員が知的財産を生み出す場合には、当該実施機関の属する締約者、当該実施機関又はその人員は、関連法令に従つていかなる国においても当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。当該実施機関の属する締約者は、事業チームの構成員が事業チームに与えられる任務の遂行のために当該知的財産を自由に利用することができること及び他方の締約者が平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発のため、取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を許諾されることを確保する。当該実施権は、当該他方の締約者が再実施を許諾する権利を伴う。

4 一方の締約者の実施機関を通じて提供される人員が他方の締約者の実施機関において作業を行ふ間に知的財産を生み出す場合には、当該知的財産については、関連法令に従うことと条件として、次のとおりとする。

(a) 当該他方の締約者、その実施機関又は実施機関の人員は、当該他方の締約者の領域内及び第三国において当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

5 各締約者は、発明者又は著作者の関連法令に

基づくいかななる権利も害することなく、当該発明者又は著作者(実施機関の人員を含む。)からこの協定を実施するために必要な協力を求めるため、すべての必要な措置をとる。各締約者は、自己の法令に従つて、当該発明者又は著作

者に対する報酬及び補償の支払を確保する。

6 2から4までの規定にかかわらず、一方の締約者がいかなる国又は地域においても知的財産の保護を求める権利行使しないことを決定する場合には、当該一方の締約者は、他方の締約者に対してその旨を通報するものとし、当該他方の締約者は、その後、そのような知的財産の保護を受けることを求めることができる。

7 第二十二条 満了又は終了

この章の規定に基づいて両締約者に与えられる権利及び課せられる義務は、関連法令に従つて、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後も存続する。

#### 第六章 最終規定

##### 第二十一条 効力発生

この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

8 この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約者が他方の締約者に対してこの協定を終了させる意図を書面により少なくとも六箇月前に通告することにより十年の期間の満了の時に又はその後いつでもこの協定を終了させない限り、引き続き効力を有する。

##### 第二十二条 有効期間及び終了

1 この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約者が他方の

締約者に対してこの協定を終了させる意図を書面により少なくとも六箇月前に通告することによ

り十年の期間の満了の時に又はその後いつでもこの協定を終了させない限り、引き続き効力を

2 この協定は、次のいずれかの場合に限り、この協定の有効期間の満了の前に終了させることができること

- (a) 両締約者が相互に合意する場合
- (b) イーラー協定が終了する場合
- (c) 両締約者のいずれか一方がイーラー協定の締約者でなくなった場合

3 この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了は、この協定に基づいて行われるいかなる取決めの有効性若しくは有効期間又は前章の規定に適合して生じたいかなる特定の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

### 第二十三条 改正

両締約者は、いずれか一方の締約者の要請に基づき、この協定を改正するか否かについて相互に協議し、及び改正に合意することができる。そのような改正は、両締約者がその効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

### 第二十四条 紛争解決

この協定の解釈又は実施に関する両締約者間のすべての問題又は紛争は、両締約者間の協議及び交渉により解決する。

### 第二十五条 イーラー協定の他の締約者の参加

イーラー協定の他の締約者がより広範な取組を通じた活動の事業への参加の意図を表明する場合には、関連する事業長は、事業委員会と協議の後、当該他の締約者の当該事業への参加に係る条件に関する提案を運営委員会に提出する。運営委員会は、事業長の提案に基づいて当該他の締約者の参加について決定し、並びに両締約者がそれぞ

れの内部手続の後に承認することを条件として、当該他の締約者と当該参加に関する協定及び取決めを締結することができる。

### 第二十六条 ユーラームへの適用

この協定は、ユーラームを設立する条約に従つて、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関係する協定に従つて、十分に関係を有する第三国としてユーラームの核融合計画に参加するスイス連邦に適用する。

2 1に規定する工学設計書及び資料については、事業長が事業委員会と協議の後、事業長の提案に基づいて運営委員会が採択する最終的な設計報告書に記載するものとし、国際的な協力計画の一部として又は締約者の国内の計画において使用するために各締約者の利用に供される。

### 第二条 範囲

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州原子力共同体から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年二月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

麻生太郎

欧州原子力共同体のために

ヒュー・リチャードソン

### 附属書I 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動

1 両締約者は、この協定及び自己の法令に従つて、国際核融合材料照射施設の詳細な、完全な、かつ、十分に統合された工学設計書並びに国際核融合材料照射施設の建設、運転、利用及び廃止に係る将来の決定に必要なすべての資料を作成し、並びに国際核融合材料照射施設を構

(d) (a)から(c)までに規定する活動を実施するため必要な次の事項を含む研究開発に関する作業の実証

(i) 加速器(高周波電源、発生器及びそれらの補助機器を含む。)二機のうちの一機の低エネルギー部及び高エネルギー部の最初の一部分の原型の設計、建設及び組立て並びに統合ビーム試験運転の実施

(ii) 標的設備及び試験設備の工学的な実現可能な性能を確保するための縮尺模型の設計、製造及び試験

(i) (a) 次の事項を含む国際核融合材料照射施設の工学設計書の作成

(ii) 主要な三の構成設備(加速器、標的設備及び試験設備)を含む国際核融合材料照射施設、建物、照射後試験のためのホットセルを含む)、補助設備及び安全設備に関する完全な説明

1 前条に規定する目的に従つて、次の業務が実施される。

(i) 次の事項を含む国際核融合材料照射施設の工学設計書の作成

(ii) 建物の建設

2 1に規定する業務の実施については、事業計画及び作業計画で更に定める。

(i) 原型加速器及びその補助設備を収納する建物の建設

(ii) 建物の建設

3 1に規定する業務の実施に関する工学実証及び工学設計活動に係る作業場は、青森県六ヶ所村に置く。

(i) 建物の建設

4 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に関する作業場は、青森県六ヶ所村に置く。

(i) 建物の建設

(ii) 建物の建設

### 第四条 資源

両締約者は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動の実施に必要な資源であつて、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

(b) (i) 供給、建設、組立て、試験及び試運転の各段階に関する日程の作成並びに当該日程に對応して必要とされる人的資源及び財源に関する計画

(ii) 建設の開始に必要な部品の供給に関する入札手続を可能とする部品の技術仕様

(iii) 建設地に係る要件の設定並びに必要な安全上及び環境上の分析の実施

5 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動の実施期間は、六年とし、運営委員会の決定により延長することができる。

官 報 (号 外)

<p><b>第六条 加速器の部品の所有権</b></p> <p>この協定第十四条の規定にかかわらず、欧州の実施機関は、自己が財政上の貢献以外の貢献として提供する次の原型加速器の部品の所有権を有するものとし、原型加速器の解体の後これらの部品を返送する責任を負う。</p> <p>(a) 入射装置</p> <p>(b) 高周波電源、発生器及びそれらの補助機器</p> <p>(c) 制御設備</p>	
<p><b>附属書II 国際核融合エネルギー研究センターダー</b></p> <p><b>第一条 目的</b></p> <p>両締約者は、この協定及び自己の法令に従つて、イーター事業に貢献すること及び将来の動力用原型炉の早期の実現を促進することを目的として、国際核融合エネルギー研究センターにおいて、研究開発の活動を実施する。</p> <p><b>第二条 範囲</b></p> <p>前条に規定する目的に従つて、次の業務が実施される。</p> <p>(a) 動力用原型炉の設計のための共通の基礎を確立することを目的とする動力用原型炉設計研究開発調整センターの活動であつて、次の事項を含むもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 研究集会その他の会合の開催</li> <li>(ii) 科学上及び技術上の情報の提供及び交換</li> <li>(iii) 動力用原型炉の概念設計に関する活動</li> <li>(iv) 動力用原型炉に係る技術に関する研究開発の活動</li> </ul> <p>(b) 計算機模擬実験センターの活動(核融合データを解析し、イーライズマに関する実験データを解析し、イー</p>	
<p><b>第三条 作業場</b></p> <p>両締約者は、青森県六ヶ所村に置く。</p> <p><b>第四条 資源</b></p> <p>両締約者は、国際核融合エネルギー研究センターの活動の実施に必要な資源であつて、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。</p>	
<p><b>第五条 実施期間</b></p> <p>国際核融合エネルギー研究センターの活動の実施期間は、十年とし、運営委員会の決定により延長することができる。</p> <p><b>第六条 スーパーコンピュータ設備の引渡し及び所有権の移転の可能性</b></p> <p>この協定第十四条の規定にかかわらず、スーパーコンピュータ設備の引渡し及び所有権の移転の可能性に関する詳細</p> <p>の可能性に関する詳細は、事業計画に従つて運営委員会が決定する。</p>	
<p><b>附屬書III サテライト・トカマク計画</b></p> <p><b>第一条 目的</b></p> <p>両締約者は、この協定及び自己の法令に従つて、サテライト・トカマク計画を実施する。当該計画は、次の事項を含む。</p> <p>(a) 日本の実施機関が所有するトカマク実験装置の先進超伝導トカマクへの改良に参加すること。</p> <p>(b) イーター及び動力用原型炉に関する重要な物理学上の問題に取り組むことによりイーターの利用及び動力用原型炉に向けた研究を支援するため、先進超伝導トカマクの利用に参加すること。</p> <p>(c) ユーラトムは、衡平の原則に基づいて先進超伝導トカマクの利用に参加する権利を有すること。</p> <p>(d) ユーラトムは、各実施機関は、財政上の貢献として提供する部品の詳細設計を作成する。</p> <p>(e) 日本の実施機関は、先進超伝導トカマクの部品の統合並びに装置の全般的な組立て及び運転について責任を負う。</p> <p><b>第二条 範囲</b></p> <p>1 前条に規定する目的に従つて、次の業務が実施される。</p> <p>(a) 建設の段階については、先進超伝導トカマクの設計、部品及び設備の製造並びに組立て</p> <p>(b) 利用の段階については、サテライト・トカマク計画における実験に係る計画立案及び実験の促進に関する法律案</p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案</p> <p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成十九年五月八日</p> <p>(a) 概念設計に関する報告書(サテライト・トカマク計画の実施のために両締約者が供給す</p> <p>る部品の機能上の仕様を含む)は、日本の実施機関が作成し、並びに両締約者が検討し、及び受領する。</p> <p>(b) 各実施機関は、財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の詳細設計を作成する。</p> <p>(c) 日本の実施機関は、先進超伝導トカマクの部品の統合並びに装置の全般的な組立て及び運転について責任を負う。</p> <p><b>第三条 作業場</b></p> <p>サテライト・トカマク計画の作業場は、茨城県那珂市に置く。</p> <p><b>第四条 資源</b></p> <p>両締約者は、サテライト・トカマク計画の実施に必要な資源であつて、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。</p> <p><b>第五条 実施期間</b></p> <p>サテライト・トカマク計画の実施期間は、十年(試運転及び運転のための三年を含む)とし、運営委員会の決定により延長することができる。</p> <p><b>第六条 審査報告書</b></p> <p>農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案</p> <p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成十九年五月八日</p> <p>(a) 概念設計に関する報告書(サテライト・トカマク計画の実施のために両締約者が供給す</p> <p>る部品の機能上の仕様を含む)は、日本の実施機関が作成し、並びに両締約者が検討し、及び受領する。</p> <p>(b) 各実施機関は、財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の詳細設計を作成する。</p> <p>(c) 日本の実施機関は、先進超伝導トカマクの部品の統合並びに装置の全般的な組立て及び運転について責任を負う。</p> <p><b>第七条 第二回定期会議</b></p> <p>平成十九年五月九日</p> <p>参議院議長 扇 千景殿</p> <p>農林水産委員長 加治屋義人</p>	

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の農山漁村について、人口の減少や高齢化の進展、基幹産業である農林漁業をめぐる厳しい情勢、生活環境の整備の遅れ等によってその活力が低下している状況にかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算(農林水産省所管)に三百四十一億円が計上されている。

## 三、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。  
平成十九年四月三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

## 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案

第一条 この法律は、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることによつて、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。

## (目的)

第一条 この法律は、人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることによつて、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。

ことを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「定住等」とは、農山漁村における定住及び都市の住民がその住所のか農山漁村に居所を有することをいう。

この法律において「地域間交流」とは、都市の住民の農林漁業の体験その他の農山漁村と都市との地域間交流をいう。

この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の目的に供される土地(以下「農用地」という。)

二 木竹の集団的な生育に供される土地(主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下「林地」という。)

三 第五条第七項に規定する活性化施設の用に供される土地及び開発して同項に規定する活性化施設の用に供されることが適当な土地(前二号に掲げる土地を除く。)

四 前二号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地

五 前各号に掲げるもののほか、定住等及び地域間交流の促進に関する重要な事項

六 計画期間

七 その他農林水産省令で定める事項

八 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業

九 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事業

十 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業

十一 定住等及び地域間交流の促進の意義及び目標に関する事項

十二 定住等及び地域間交流の促進のための措置を講すべき地域の設定に関する基本的事項

十三 定住等及び地域間交流の促進のための施策に関する基本的事項

十四 次条第一項に規定する活性化計画の作成に関する基本的事項

十五 前各号に掲げるもののほか、定住等及び地域間交流の促進に関する重要な事項

十六 計画期間

十七 その他農林水産省令で定める事項

十八 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、当該活性化計画を作成する都道府県又は市町村が実施する事業又は事務(以下「事業等」という。)に係るものと記載するほか、必要に応じ、定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業者の組織する団体若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動法

促進することが、当該地域を含む農山漁村の活性化にとって有効かつ適切であると認めらること。

既に市街地を形成している区域以外の地域であること。

定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画(以下「活性化計画」といふ。)を作成することができる。

活性化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

活性化計画の目標

前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項を記載するものとする。

活性化計画の区域

定住等を促進する農林漁業の振興を図るために資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業

定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業

定住等を促進するための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業

前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事業

前号の事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事業

官報(号外)

人又はこれらに準ずる者として農林水産省令で定めるもの（都道府県が作成する活性化計画にあつては、当該都道府県と共同して活性化計画を作成する市町村以外の市町村を含む。以下「農林漁業団体等」という。）が実施する事業等（活性化計画を作成する都道府県又は市町村が当該事業等に要する費用の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に係るものと記載することができる。

4 前項の規定により活性化計画に農林漁業団体等が実施する事業等に係る事項を記載しようとする都道府県又は市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。

5 定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該事業等を実施しようとする地域をその区域に含む都道府県又は市町村に対し、当該事業等をそなえ、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を得なければならない。

6 前項の都道府県又は市町村は、同項の提案を踏まえた活性化計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした農林漁業団体等に通知しなければならない。

7 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項のほか、当該活性化計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（同項第三号に掲げる事業により整備される施設（以下「活性化施設」という。）の整備を図るために行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）及びこれと併せを行う当該所有権の移転等を円滑に推進するた

めに必要な農林地についての所有権の移転等を促進する事業をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における代又は借賃の算定基準及び支払の方法

四 その他農林水産省令で定める事項

8 前項の規定により活性化計画に農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載しようとする市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成する市町村を除く。）は、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

9 活性化計画は、過疎地域自立促進計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他の法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法（昭和四十年法律第一百九十五号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

10 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成し、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

4 前三项に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関必要な事項は、農林水産省令で定める。（所有権移転等促進計画の作成等）

第五条 第五項第七項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

11 第四項から第六項まで、第八項及び前項の規定は、活性化計画の変更について準用する。（交付金の交付等）

第六条 活性化計画を作成した都道府県又は市町村は、次項の交付金を充てて当該活性化計画に基づく事業等の実施（農林漁業団体等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。同項において同じ。）をしようとするときは、当該活性化計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 国は、前項の都道府県又は市町村に対し、同項の規定により提出された活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三项に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関必要な事項は、農林水産省令で定める。

第六条 その他農林水産省令で定める事項

3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 所有権移転等促進計画の内容が活性化計画に適合するものであること。

二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所用権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

三 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備

計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

四 所有権移転等促進計画の内容が、活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他の利用との調整に留意して活性化施設の用に供する土地を確保するとともに、当該土地の周辺の地域における農用地の集団化その他農業構造の改善に資するよう定められていること。

五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当すること。

イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第

二項の規定により同条第一項の許可をすることができる場合に該当しないこと。

ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができないこと。

ハ 当該土地が農用地以外の土地である場合にあっては、前項第一号に規定する者が、所有権の移転等が行われた後において、当該土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利

用することができると認められること。

#### (登記の特例)

第十一条 第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に係る土地の登記について、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の特例を定めることができる。

#### (市民農園整備促進法の特例)

4 市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地(当該農用地に係る所有権の移転等の内容がこれにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない)であるときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令で定める

5 都道府県知事は、前項の規定により所有権移転等促進計画について承認をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業會議の意見を聽かなければならない。

#### (所有権移転等促進計画の公告)

第八条 市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

#### (国等の援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、活性化計画に基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等の確実かつ効果的な実施に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係農林漁業団体等は、活性化計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### (検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### (地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

画に定める活性化施設の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を認められたときは、当該活性化施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

#### (国有林野の活用等)

第十四条 国は、活性化計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

#### (附 則)

#### (施行期日)

第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### (検討)

第三条 國の行政機関の長は、この法律による処分についての配慮

第十三条 國の行政機関の長又は都道府県知事は、活性化計画の区域内の土地を当該活性化計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律 第号)

第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「昭和五十五年法律第六十五号」及び「(昭和五十五年法律第六十五号)」に改め、「(平成五年法律第七十二号)」の下に「及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第二号)」を加える。

(農地法の一部改正)

第五条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第七項の権利が設定され、又は移転される場合)

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第八条第一項第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移

等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第五条第七項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為に定める利用目的に供する場合

第五条第一項第一号の三の次に次の一号を加える。

一の四 農地又は採草放牧地を農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める

利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第五条第七項の権利が設定され、又は移転される場合

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第六条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項第三号の三の次に次の一

号を加える。

第十五条の二第一項第三号の三の次に次の一

号を加える。

三の四 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第八条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移

審査報告書  
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

一、育児休業制度及び育児短時間勤務制度の運用に当たつては、代替要員の確保など、育児休業等の取得しやすい職場環境を整えるとともに、男性職員の取得率向上に努めること。  
二、職業生活と家庭生活の両立支援という法の趣旨にかんがみ、民間企業における実態等を踏まえ、育児休業を取得する職員に対する経済的援助の在り方にについて、引き続き検討を行うこと。

三、育児短時間勤務を理由として、職員が不利益な取扱いを受けることのないよう、制度の周知徹底を図ること。

四、いわゆる常勤的非常勤職員の職務内容、勤務条件等の勤務実態について早急に調査すること。

五、育児短時間勤務制度の趣旨に則り、地方公共団体における育児短時間勤務制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

六、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算に約六千万円が計上されている。

二、附帯決議  
政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

参議院議長 扇 千景殿

総務委員長 山内 俊夫

参議院議長 扇 千景殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十八年八月八日付けの意見の申出に基づき、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

七、附帯決議  
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十八年八月八日付けの意見の申出に基づき、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

八、附帯決議  
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十八年八月八日付けの意見の申出に基づき、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

九、附帯決議  
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十八年八月八日付けの意見の申出に基づき、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

十、附帯決議  
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十八年八月八日付けの意見の申出に基づき、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

十一、附帯決議  
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十八年八月八日付けの意見の申出に基づき、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

十二、附帯決議  
本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

平成十八年八月八日付けの意見の申出に基づき、一般職の国家公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 育児休業(第三条—第十二条)

第三章 育児短時間勤務(第十二条—第二十五条)

条)

第四章 育児時間(第二十六条)

第五章 防衛省の職員への準用等(第二十七条)

第六章 雜則(第二十八条)

附則

## 第一章 総則

第二条第一項中「第十三条」を「第二十七条」に改め、同条第三項中「平成六年法律第三十三号」の下に「。以下「勤務時間法」という。」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章 育児休業  
第七条第一項第一号中「この条」の下に「及び第二十三条」を加える。

第十二条の見出しを削り、同条中「次条」を「第

第五章 防衛省の職員への準用等

第二十七条 この法律(第二条、第七条第六項、第十六条から第十九条まで、第二十四条及び第二十五条を除く)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任命権者」という。)

第三条第一項 任命権者

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任命権者」という。)

十条、第二十条及び前条に改め、同条を第二十一条とする。

第十一条の見出しを削り、同条第一項中「第八条の五第一項」を「第八十二条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員で同項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、

三歳に満たない子を養育するため一日につき二時間を超える範囲内で、「部分休業」を「育児時間」に改め、同条第二項中「部分休業」を「育児時間」に、

「一般職の職員の給与に関する法律」及び「同法」を「給与法」に改め、同条第三項中「前条を「第二十一条に、「部分休業」を「育児時間」に改め、同条を第二十六条」とし、同条の次に次の第一章及び章名を加える。

第八条第一項 第十二条第一項

第八条第二項 給与法

第八条第三項 給与法

第八条第四項 防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)

第八条第五項 防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)

第八条第六項 防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)

号	第十二条第一項第一	職員(自衛官、防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者、	自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第七条第一項に規定する特別の形態に相当する形態によって勤務する
号から第四号まで	週休日	週休日(勤務時間法第六条第一項に規定する週休日)	休養日(自衛隊法第五十四条第二項の規定に基づく防衛省令の規定により勤務時間を割り振らない日)
第十二条第一項第二	休養日	休養日以外	休養日

第二十二条	から前条まで	、前二条及び第二十七条第二項
第二十三条第一項	国家公務員法第八十一条の五第三項	自衛隊法第四十四条の五第三項
前条第一項	各省各庁の長	防衛大臣又はその委任を受けた者
前条第二項	国家公務員法第八十一条の四第四項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項
次条	給与法第十五条の規定にかかるらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を	給与法第十五条の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を
、第二十条及び前条	及び第二十条	、第二十条及び前条

2 前項において準用する第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の規定の適用については、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六

3 条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第六条の二第二項及び第七条第二項中「相当する額」とあるのは「相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額」とする。

3 第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用に付けることは、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律の規定の適用に付けることは、同法第四条第一項中「定める額」とあるのは「定める額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額」と、同条第二項及び第三項中「定める額」とあるのは「定める額に、算出率を乗じて得た額」と、同法第六

の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(第六条において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項、第四十五条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を

の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(第六条において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項、第四十五条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を

の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数(第六条において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、同法第六条中「とする」とあるのは「に、算出率を乗じて得た額とする」と、同法第二十二条の二第五項中「初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当」とあるのは「住居手当及び単身赴任手当」と、「自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項、第四十五条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を



官 報 (号 外)

第六条第一項ただし書、第六条第二項ただし書、第七条第二項ただし書、第十一项及び第十七条第一項第一号	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第六条第一項ただし書	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
第六条第二項ただし書	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
第六条第三項	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
第七条第二項	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
第五条に規定する勤務時間	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
同条に規定する勤務時間	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
割合で週休日	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
必要	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
当該育児短時間勤務の内容	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
同条に規定する勤務時間	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日
勤務の内容に従つた勤務時間	これらのことと同様に、当該職員が育児短時間勤務の内容に従い、当該職員が育児短時間勤務の内容に従うものとする。	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日

第十三条第一項		職員	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り、育児短時間勤務職員
第十三条第二項		公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には	公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事院規則で定める場合に限り
職員	育児短時間勤務職員		
第六条第三項 決定する	第六条第三項 決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号。第八条第二項において「育児休業法」という。)第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。	第六条第三項 決定する	(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第六条第四項 相当する額と	第六条第四項 相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と	第六条第四項 相当する額と	第六条第二項 について、月曜日から金曜日までの五日間
八時間 項 勤務時間法第六条第二 八時間の従つた	八時間の従つた	八時間の従つた	八時間の従つた
育児休業法第十二条第二項の規定により承認を受けた同条第一項に規定する育児短時間勤務の内容に	育児休業法第十二条第二項の規定により承認を受けた同条第二項ただし書	育児休業法第十二条第二項の規定により承認を受けた同条第二項ただし書	育児休業法第十二条第二項の規定により承認を受けた同条第二項ただし書

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の特例)

第十九条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律

(平成十二年法律第二百二十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

#### 第七条第二項

決定する

第七条第三項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と
--------	--------	-----------------------

(育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、

育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用につ

いては、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額は、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受

けるべき俸給月額とする。

(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)

第二十一条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児短時間勤務の承認が失効した場合における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第二十二条 任命権者は、第十四条において準用

する第六条の規定により育児短時間勤務の承認

が失効し、又は取り消された場合において、過

る職員を生ずることその他の人事院規則で定めるや

うを得ない事情があると認めるときは、その事

情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官

職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用)

第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求

をした職員の業務を処理するため必要があると認めるとときは、人事院規則の定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をするこ

とにより処理することが困難となる業務と同一

の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法

第八十二条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)について準用する。

(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)

第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第六条の二 とする

に、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号。以下「育児休業法」という。)第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数第八条において「算出率」という。)を乗じて得た額とする

決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受け取る号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法

育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間

報 (号外)

第六条第一項及び第二項、第七条第二項、第十一项、第十项、第十二条	再任用短時間勤務職員
七条第一項第一号並びに第二十三条	
	第四章 育児時間
	第八条の前の見出しを削る。
	第九条に見出しとして「(育児休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)」を付し、同条第一項中「執る」を「とる」に改め、同条を第十条とする。
	第八条に見出しとして「(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)」を付し、同条中「には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして」を「におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において」に、「号俸を調整する」を「必要な調整を行う」に改め、同条を第九条とする。
	第七条の二の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条第一項中「昭和二十五年法律第九十五号」の下に「以下『給与法』といふ。」を加え、同条第二項及び第三項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「給与法」に改め、同条を第八条とする。
(施行期日)	附 則
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	

(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第九条(新法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、育児休業をした職員がこの法律の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「国家公務員法」を「再任用職員で国家公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書及び第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「及び部分業」を「承認を受けて育児短時間勤務をした日及び育児時間」に改める。

## (防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

## (防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第四十四条の五第一項」を「第四十

四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された職員で同項に、「職員(以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。)を「もの」に、「再任用短時間勤務職員以外」を同法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条规定する育児短時間勤務職員以外」に改める。

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第六条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第五号中「第七条の二、第八条及び第十二条を「第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第九項中「第十三条」を「第二十七条第一項」に改める。

(地方公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「第七条の二」を「第八条」に改め、同条中第五項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第七条第一項第五号中「第七条の二、第八条及び第十二条を「第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第八条 地方公務員共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第八十一条の五第一項」を「第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に、「職員(以下この条において「育児職員」といふ。)を「もの」に、「育児職員を占めるもの」に改める。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

する法律第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第六号中「第七条の二、第八条及び第十二条を「第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条まで」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第六条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条の二」を「第八条」に改め、同条中第五項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第八条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第七条の二」を「第八条」に改め、同条中第五項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第九条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第十一条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第十三条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第十四条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第十五条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第十六条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

第十七条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間まで」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしながら定めた勤務の形態」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

## (国家公務員倫理法の一部改正)

## 要領書

第十三条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「要しないもの」の下に「(同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。)」を加える。

(日本郵政公社法の一部改正)

第十四条 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項第七号中「第七条の二、第八条及び第十一条」を「第八条、第九条及び第十二条から第二十六条まで」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第十五条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一條の表第三条第三項第四号の項中「第十三条」を「第二十七条第一項」に改める。

## 審査報告書

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

総務委員長 山内 俊夫  
参議院議長 扇 千景殿

四、いわゆる常勤的非常勤職員の職務内容、勤務の範囲を明確化すること。

条件等の勤務実態について早急に調査すること。

と。

五、育児短時間勤務制度の趣旨に則り、地方公共団体における育児短時間勤務制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

六、必要な助言及び情報提供に努めること。  
右決議する。

第八条の見出しを「(育児休業を理由とする不利益取り扱いの禁止)」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の九条を加える。

(育児短時間勤務の承認)

第十条 職員(非常勤職員、臨時的に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の条例で定める職員を除く。)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務をする職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員)については、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

七、本法律案は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十二日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 扇 千景殿

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「この条」の下に「及び第十八条」を加える。

第十条を第二十条とする。

第九条第一項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の下に「(二時間を超えない範囲内の時間

一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下この項において同一日(号外)官報

き当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間に十分の通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間勤務すること。

三 当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間勤務すること。

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間勤務時間となるよう条例で定める勤務の形態

2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、条例で定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間(一月以上一年以下の期間に限る)の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児短時間勤務の期間の延長)

第四十一条 育児短時間勤務をしている職員(第十三条、第十四条及び第十八条第三項において「育児短時間勤務職員」という。)は、任命権者に對し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。

第五十五条 育児短時間勤務をした職員については、国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をした国家公務員の退職手当の取扱い

第十五条 育児短時間勤務をした職員については、国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をした国家公務員の退職手当の取扱いの取扱いに関する事項を基準として、退職した場合の退職手当の取扱いに関する措置を講じなければならない。

(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)

第十六条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(育児短時間勤務の承認の失効)

第十七条 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員について、条例で定めるところにより、当該育児短時間勤務職員の第十条第二項の規定による請求に係る期間は当該期間の初日から第十二条第一項の規定による請求に係る期間の末日までの期間内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を採用する場合には、当該短時間勤務職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員について、条例で定めるところにより、当該育児短時間勤務職員の第十条第二項の規定による請求に係る期間は当該期間の初日から第十二条第一項の規定による請求に係る期間の末日までの期間内において、その任期を更新することができる。

(育児短時間勤務職員の並立任用)

第十三条 一人の育児短時間勤務職員(一週間当たりの勤務時間が育児短時間勤務をしなかつた第五条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他他の条例で定めるやむを得ない。



## 官報(号外)

項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに第十八条第三項の」に、「とする」を「と、同法第十条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の理事長が定める勤務の形態」と、同条第二項及び同法第十七条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条と、同法第十八条第三項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする」と改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「第三十九条第三項」を「第三十九条第四項」に改める。

項、第十条第一項及び第二項、第十七条並びに

第十八条第三項の」に、「とする」を「と、同法第十条第一項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の理事長が定める勤務の形態」と、同条第二項及び同法第十七条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条と、同法第十八条第三項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする」と改める。

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年五月八日

総務委員長 山内 俊夫

参議院議長 扇 千景殿

要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十九年四月二十一日

よって国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

（目的）

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案

（目的）

この法律において「大学等における修学」と

は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十二条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第五十七条に規定する専攻科及び同法第六十二条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第六十八条の二第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行ふものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。

4 この法律において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが

二、職員が自己啓発等休業から復帰した際には、休業による公務能力の向上を職務に反映できるよう、適切な人事管理を行うこと。

三、自己啓発等休業の対象範囲など休業制度の在り方については、休暇制度等の運用の実態を把握し、検討を行うこと。

四、自己啓発等休業制度の趣旨に則り、地方公共団体における自己啓発等休業制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

右決議する。

2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

3 この法律において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第五十二条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第五十七条に規定する専攻科及び同法第六十二条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第六十八条の二第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行ふものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。

4 この法律において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）第十三条第一項第三号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。以下この項において同じ。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが

附帯決議

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、自己啓発等休業制度の趣旨に基づき、職員が休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、承認するよう努めること。

（目的）

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案

（目的）

この法律は、国家公務員の請求に基づく大学等における修学又は国際貢献活動のための休業の制度を設けることにより、国家公務員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的とする。

（定義）

この法律において「職員」とは、第十条を

除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十九号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員（常時勤務することを要しない職員、臨時に任用された職員その他的人事院規則で定めた職員を除く。）をいう。

2 この法律において「職員」とは、第十条を

適當であると認められるものとして人事院規則で定めるものに参加することをいう。

5 この法律において「自己啓発等休業」とは、職員の自發的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業をいう。

(自己啓発等休業の承認)

第三条 任命権者は、職員としての在職期間が二年以上である職員が自己啓発等休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるとときは、当該請求をした職員の勤務成績、当該請求に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、大学等における修学のための休業にあつては二年(大学等における修学の成果をあげるために特に必要な場合として人事院規則で定める場合等における修学のための休業にあつては三年)、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 前項の請求は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等における修学又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第四条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が前条第一項に規定する休業の期間を超えない範囲内においては、その月数の二分の一に相当する月数」とする。

(職務復帰後における給与の調整)

第七条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内他の職員との権衡上必要と認められる範囲

で、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を請求することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第一項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の効果)

第五条 自己啓発等休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(自己啓発等休業の承認の失効等)

第六条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめたり、その他人事院規則で定める事由に該当すると認めるとときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(職務復帰後における給与の調整)

第七条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内他の職員との権衡上必要と認められる範囲

において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(自己啓発等休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例)

(防衛省の職員への準用)

第八条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第一項ただし書に規定する事由又はこれららに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二百五十七号)第一項ただし書に規定する事由又はこれららに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)」とある。

3 第八条第一項ただし書に規定する事由又はこれららに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第二百五十七号)第一項ただし書に規定する事由又はこれららに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)」とある。

2 自己啓発等休業をしている職員の任免についての規定は、人事院規則とある。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

第二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

「第三十八条第四号」の下に「並びに国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第八条第二項)を加え、第九号

(人事院規則への委任)

第九条 この法律(前条及び次条を除く。)の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第三条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十九年法律第 号)第五条第二

項及び第七条の規定

(独立行政法人通則法の一部改正)

第四条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項に次の一号を加える。

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十九年法律第 号)第五条第二

項及び第七条の規定

(日本郵政公社法の一部改正)

第五条 日本郵政公社法(平成十四年法律第九十

号)第五条第二

項及び第七条の規定

(日本郵政公社法の一部改正)

第五条 第二項第五号

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案

休業に関する法律

裁判所職員臨時措置法において準用する国

家公務員の自己啓発等休業に関する法律

第十一条の表第二条第三項第四号の項の次に次のように加える。

第十条において準用する同法第三条第一項

第三条第三項第五号

第十条において準用する同法第三条第一項

第三条第一項

七号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項に次の一号を加える。

十 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十九年法律第 号)第五条第二

項及び第七条の規定

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第七条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第九号」を「第十号」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第七条 国家公務員の留学費用の償還に関する法

律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法

律(平成十九年法律第 号)第三条第一

項の規定による自己啓発等休業をした期間

のよう加える。

第五十条 第二項第五号

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案

休業に関する法律

裁判所職員臨時措置法において準用する国

家公務員の自己啓発等休業に関する法律

第十一条の表第二条第三項第四号の項の次に次

のように加える。

(日本郵政公社法の一部改正)

第五条 第二項第五号

国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案

休業に関する法律

裁判所職員臨時措置法において準用する国

家公務員の自己啓発等休業に関する法律

第十一条の表第二条第三項第四号の項の次に次

のように加える。

第三条第三項第五号

第十条において準用する同法第三条第一項

第三条第一項

(独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第十六条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を

次のように改正する。

第二条第四項中「第十三条第一項第三号」を

「第十三条第一項第四号」に改める。

一、費用 なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。

三、費用 政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、自己啓発等休業制度の趣旨に基づき、職員が休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、承認するよう努める

こと。

二、職員が自己啓発等休業から復帰した際には、休業による公務能力の向上を職務に反映できるよう、適切な人事管理を行うこと。

三、自己啓発等休業の対象範囲など休業制度の在り方については、休暇制度等の運用の実態を把握し、検討を行うこと。

四、自己啓発等休業制度の趣旨に則り、地方公共団体における自己啓発等休業制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

右決議する。

地方公務員法の一部を改正する法律案

右の全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

審査報告書

地方公務員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

二、職員が自己啓発等休業から復帰した際には、休業による公務能力の向上を職務に反映できるよう、適切な人事管理を行うこと。

三、自己啓発等休業の対象範囲など休業制度の在り方については、休暇制度等の運用の実態を把握し、検討を行うこと。

四、自己啓発等休業制度の趣旨に則り、地方公共団体における自己啓発等休業制度の運用について、必要な助言及び情報提供に努めること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条规定により送付する。

平成十九年四月十一日

参議院議長 扇 千景殿

総務委員長 山内 俊夫

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

## 地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 給与、勤務時間その他の勤務

条件(第二十四条—第二十六条の三)」を「第四節の

給与、勤務時間その他の勤務条件(第二十四条—

二 休業(第二十六条の四・第二十六条の五)

第二十六条の三)」に改める。

第三章第四節の次に次の一節を加える。

### 第四節の二 休業

#### (休業の種類)

第二十六条の四 職員の休業は、自己啓発等休業、育児休業及び大学院修学休業とする。

2 育児休業及び大学院修学休業については、別に法律で定めるところによる。  
(自己啓発等休業)

第二十六条の五 任命権者は、職員(臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修(大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。)又は国際貢献活動(国際協力の促進に資する外国における奉仕活動(当該奉仕活動

を行うために必要な国内における訓練その他の

準備行為を含む。)のうち職員として参加するこ

とが適当であると認められるものとして条例で

定めるものに参加することをいう。第五項にお

いて同じ。)のための休業(以下この条において「自己啓発等休業」という。)をすることを承認す

ることができる。

2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発

等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関必要な事項は、条例で定める。

#### 附 則

第一項 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

施行する。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業を

している者

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第三条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業を

している者

(地方公務員法の一部改正)

第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業を

定めることとする。

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法律案は、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図るため、国会職員について、任期を定めた採用に関する事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

百八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号中「第二十六条の三まで」の下に「第二十六条の五第三項」を加え、同条第三項の表第二十七条第二項の項中「第二十七条第二項」を「第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十七条第二項」に改める。

〔第二十七条第二項〕を「第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十七条第二項」に改める。

国会職員法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年四月二十六日

衆議院議長 河野 洋平  
参議院議長 扇 千景殿

の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律  
(平成十二年法律第百一十五号)の適用を受け  
る職員の例による。

議院の議長が協議して定める。

国会職員法の一部を改正する法律  
国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一  
部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 各本属長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

各本属長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、両議院の議長が協議して定める場合に該当するときであつて、当該専門的な知識経験をする者を当該業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、選考により、任期を定めて国会職員を採用することができる。

前二項の規定により採用される国会職員の任期及びこれらの規定により任期を定めて採用された国会職員の任用の制限については、一般職

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じて、国会職員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

附則 第二条 総則

第三章 育児短時間勤務(第十二条—第十九条)  
第四章 育児時間(第二十条)  
第五章 雜則(第二十一条)

第一章 総則

第二章 育児休業

第三章 育児短時間勤務

第四章 育児時間

第五章 雜則

第六章 附則

第七章 第二条の二に次の二条を加える。

第十五条の二に次の二条を加える。

前二項の規定は、法律により任期を定めて任

用される国会職員については、適用しない。

第十五条の五第三項中「第十五条の二」を「第十

五条の二第一項及び第二項」に改める。

## 附 則

この法律は、平成二十年四月一日から施行す

る。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

審査報告書

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十九年四月二十六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年五月九日

議院運営委員長 市川 一朗

## 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 育児休業(第三条—第十一條)

第十条の見出しを「育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止」に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の二章名を付する。

## 第五章 雜則

国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

法律第八号の二に次の二条を加える。

法律第八号の二に次の二条を加える。

## 第三章 育児短時間勤務

## (育児短時間勤務の承認)

第十二条 国会職員(常時勤務することを要しない国会職員、臨時に任用された国会職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(公務の運営上事情により特別の形態によって勤務する国会職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該国会職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一日曜日及び土曜日を週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五時間勤務すること。

## 三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八時間勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき八時間、一日については一日につき四時間勤務すること。

## 五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間から二十五時間までの範囲内の時間となるように両議院の議長が協議して定める勤務の形態

六 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が二十時間である者に限る。以下この条において同じ。)が占める職には、他の一人の育児短時間勤務国会職員を任命することを妨げない。

(育児短時間勤務国会職員についての国家公務員退職手当法の特例)

七 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認の失効等)第十五条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。

八 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

九 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十一 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十二 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十三 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十四 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十五 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十六 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十七 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十八 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

十九 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

二十 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

二十一 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

二十二 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

二十三 本属長は、第十四条において準用する(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

本属長に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

(育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止)

第十七条 国会職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。

(育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務)

第十八条 本属長は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の両議院の議長が協議して定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた国会職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、前三条の規定を準用する。

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会職員の任用)

第十九条 本属長は、第十二条第二項又は第十三条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした国会職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、両議院の議長が協議して定める

ところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした国会職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難と

なる業務と同一の業務を行ふことをその職務の内容とする常時勤務を要しない職を占める国会職員を任用することができる。この場合において、国会職員法第十五条の五第三項の規定は、適用しない。

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された国会職員について準用する。

#### 第四章 育児時間

第八条の前の見出しを削る。

第九条に見出しとして「(育児休業をした国会職員についての国家公務員退職手当法の特例)」を付し、同条を第十条とする。

第八条に見出しそして「(育児休業をした国会職員の職務復帰後における給与の調整)」を付し、同条中には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし「」を「におけるその者の号給については、部内他の国会職員との権衡上必要と認められる範囲内において」に、「号給を調整する」を「必要な調整を行う」に改め、同条を第九条とする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第

号)の施行の日から施行する。

(育児休業をした国会職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律第九条の規定は、育児休業をした国会職員がこの法律の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした国会職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

#### 投票者氏名

泉 信也君	岩城 光英君	岩井 國臣君	西島 英利君
魚住 汎英君	大野つや子君	小野 清子君	野上浩太郎君
岡田 直樹君	太田 豊秋君	岡田 広君	橋本 哲郎君
荻原 健司君	加治屋義人君	片山虎之助君	藤野 公孝君
加納 時男君	狩野 安君	神取 忍君	保坂 三蔵君
景山俊太郎君	金田 勝年君	溝手 顕正君	真鍋 賢二君
河合 常則君	北岡 秀二君	木村 仁君	松山 政司君
岸 宏一君	杏掛 哲男君	山下 英利君	松村 龍二君
岸 常則君	小池 正勝君	吉田 博美君	水落 敏栄君
河合 常則君	小林 温君	山本 一太君	矢野 哲朗君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君
桜井 新君	山東 昭子君	山本 順三君	山谷えり子君
椎名 一保君	陣内 孝雄君	吉田 博美君	伊藤 基隆君
末松 信介君	鈴木 政二君	朝日 俊弘君	朝日 俊弘君
世耕 弘成君	鴻池 祥肇君	家西 悟君	家西 悟君
伊達 忠一君	倉田 寛之君	犬塚 直史君	池口 修次君
閑谷 勝嗣君	小泉 昭男君	江田 五月君	岩本 司君
田中 直紀君	鴻池 祥肇君	尾立 源幸君	小川 敏夫君
武見 敬三君	田浦 鈴木君	大久保 勉君	大塚 耕平君
中原 爽君	田村 田浦君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
中島 啓雄君	谷川 竹山君	神本美恵子君	木俣 佳丈君
中川 雅治君	中川 真人君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
中島 真人君	鶴保 康介君	工藤堅太郎君	小林 正夫君
中村 博彦君	有村 治子君	郡司 彰君	黒岩 宇洋君
佐藤 泰介君	阿部 正俊君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 泰介君	青木 幹雄君	佐藤 泰介君	
浅野 勝人君	秋元 司君	佐藤 泰介君	
有村 治子君	二〇一名	二〇一名	

## 官 報 (号外)

平成十九年五月九日 参議院会議録第二十二号

投票者氏名

櫻井 充君	島田智哉子君	下田 敦子君	芝 博一君	浜田 昌良君	岩永 浩美君	小野 清子君	大野つや子君	魚住 汎英君
主濱 了君	鈴木 寛君	千葉 景子君	直嶋 正行君	津田弥太郎君	高嶋 良充君	山本 保君	松 弘友 和夫君	林 泰弘君
辻 泰弘君	那谷屋正義君	羽田雄一郎君	西岡 正光君	内藤 正光君	角田 義一君	山下 栄一君	あきら君	樺葉賀津也君
林 久美子君	平野 達男君	廣野ただし君	西岡 武夫君	白 真勲君	市田 忠義君	井上 哲士君	山本 香苗君	太田 豊秋君
前川 清成君	藤末 健三君	藤末 健三君	平田 健二君	白 真勲君	紙 智子君	渡辺 孝男君	浜田 潤一君	岡田 直樹君
増子 輝彦君	峰崎 直樹君	峰崎 直樹君	福山 哲郎君	仁比 聰平君	小林美恵子君	井上 哲士君	浜田 潤一君	岡田 広君
円 より子君	柳田 稔君	柳田 稔君	前田 武志君	龜井 郁夫君	吉川 春子君	山本 香苗君	浜田 潤一君	荻原 健司君
松岡 徹君	築瀬 進君	松岡 徹君	松井 孝治君	長谷川憲正君	大門実紀史君	片山虎之助君	浜田 潤一君	加治屋義人君
西田 実仁君	若林 秀樹君	蓮 肩君	水岡 俊一君	今泉 昭君	島尻安伊子君	狩野 安君	浜田 潤一君	狩野 安君
西田 正明君	澤 雄二君	谷合 昭三君	森 ゆうこ君	潤上 貞雄君	吉川 春子君	岸 信夫君	浜田 潤一君	岡田 直樹君
遠山 清彦君	草川 昭三君	加藤 修一君	柳澤 光美君	又市 征治君	北川イッセイ君	木村 仁君	浜田 潤一君	荻原 健司君
木庭健太郎君	荒木 清寛君	浮島とも子君	和田ひろ子君	福島みづほ君	倉田 寛之君	片山虎之助君	浜田 潤一君	浜田 潤一君
白浜 一良君	風間 舶君	西田 実仁君	山本 孝史君	鈴木 正道君	岸 信夫君	狩野 安君	浜田 潤一君	浜田 潤一君
遠山 清彦君	西田 実仁君	西田 実仁君	和田ひろ子君	近藤 正道君	木村 仁君	片山虎之助君	浜田 潤一君	浜田 潤一君
賛成者氏名 (議院送付)								
日程第四 農山漁村の活性化のための定住等及び 地域間交流の促進に関する法律案(内閣提出、衆 議院送付)								
岩井 泉	阿部 正俊君	阿部 正俊君	近藤 正道君	潤上 貞雄君	福島みづほ君	岸 信夫君	浜田 潤一君	浜田 潤一君
國臣君	青木 幹雄君	青木 幹雄君	福島みづほ君	又市 征治君	鈴木 正道君	木村 仁君	浜田 潤一君	浜田 潤一君
岩城 光英君	市川 一朗君	有村 治子君	山下八洲夫君	島尻安伊子君	島尻安伊子君	片山虎之助君	浜田 潤一君	浜田 潤一君
二〇六名								
西島 英利君	中島 真人君	中島 義雄君	中川 鶴保庸介君	谷川 竹山君	田村 田浦君	鈴木 陣内君	小泉 昭男君	岸 信夫君
野上浩太郎君	中原 二之湯	中原 啓雄君	中川 雅治君	竹山 裕君	田村 関口君	田東 昭子君	佐藤 泰三君	浜田 潤一君
芝 博一君	芝 博一君	中島 啓雄君	中川 雅治君	裕君	田浦 関口君	鈴木 政二君	佐藤 泰三君	浜田 潤一君
佐藤 奥石	佐藤 奥石	常田 享詳君	常田 武見君	田浦 関口君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	浜田 潤一君
佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	中川 啓雄君	中川 啓雄君	田浦 関口君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	浜田 潤一君
島田智哉子君	櫻井 充君	櫻井 充君	櫻井 充君	櫻井 充君	櫻井 充君	櫻井 充君	櫻井 充君	浜田 潤一君

○  
夕

中川	鶴保	岩永	浅野	泉	勝人君
義雄君	庸介君	秀善君	信也君	國臣君	
谷川	竹山	田村	田浦	閔口	大田
中川	中島	常田	武見	伊達	太田
啓雄君	雅治君	享詳君	敬三君	忠二君	小野
小林	黒岩	北澤	木俣	加藤	岩本
正夫君	宇洋君	俊美君	佳丈君	敏幸君	小川
小林	郡司	工藤堅太郎君	喜納昌吉君	神本美恵子君	江田五月君
元君	彰君	嘉崎トミ子君	源幸君	犬塚直史君	大久保勉君
				尾立	朝日俊弘君
				家西悟君	若林正俊君
				山本一太君	吉田博美君
				溝手顕正君	山下英利君
				林芳正君	中島真人君
				保坂三藏君	中村博彦君
				舛添要一君	西島英利君
				藤野公孝君	野村哲郎君
				橋本聖子君	西上浩太郎君
				市川一朗君	南野知恵子君
				有村治子君	中原爽君
					二之湯智君
					野上浩太郎君

官 報 (号 外)



官 報 (号 外)

○名  
反対者氏名  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。  
地球温暖化問題等に関する質問主意書  
（いわゆるG-20対話）の成果が報告されることになつてゐる。したがつて、本年は、これらの準備を行つて極めて重要な年である。このため、政府は、国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を

（月一六〇年四月一六日）

参議院議長 扇 千景殿 荒井 広幸

地球温暖化問題等に関する質問主意書

地球温暖化について、本年二月の I.P.C.C.（気候変動に関する政府間パネル）の第一作業部会評価報告書は、温暖化が間違いなく起こっていることを明らかにするとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因であるとほぼ断定している。また、二十一世紀末には、平均気温が最大

こうした状況を踏まえ、これまでの政府にない環境政策への安倍内閣総理大臣の姿勢を評価しつつも、以下提案を含めた質問をする。

一 政府は、地球温暖化問題は、「人間の安全保障」であり、人類の生存基盤そのものに係る基本的重要課題との切実な認識を持つてゐるか明らかにされたい。

環境立国戦略」を六月までに策定することなどを推進している。

四  
廿世界の日本の役割の量と質に応じて、現在の途上国の在外大使館の充実強化が必要である。そこで、現在の在外大使館の各国別員数と派遣（出向）員の省庁別内訳を示されたい。また、世界に対する日本の役割、特に地球温暖化対策を考慮しても、在外大使館における環境省等からの派遣員増やその構成を見直す必要があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

二 京都議定書における温室効果ガス排出の削減義務がない途上国、特に成長著しいアジア諸国では、エネルギー効率の悪さが温暖化の元凶である二酸化炭素の急増に拍車をかけており、その対策として、世界一とされる我が国の省エネ技術への期待が大きい。こうした観点を踏まえ、地球温暖化問題への戦略の一つとして、地球温暖化対策関連ODAの充実強化が是非必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

三 地球温暖化問題を中心とする中期政策の取組は、「政府開発援助に関する中期政策」の中の四つの重点課題として位置付けられてはいるが、この際、京都議定書の約束期間である二〇〇八年から二〇一二年の五年間を集中期間と位置付け、ODAを地球温暖化対策に傾斜配分すべきではないかと考えるが、政府の見解を示

問題をテーマに公開協議を行つた。地域紛争や大量破壊兵器拡散などを議題としてきた安保理が気候変動問題を取り上げるのは初めてである。私は、既に本年三月の環境委員会において、地球温暖化問題を人間の安全保障上から安保理での議題にする必要性を説いた。今後、来年の日本で開催されるサミットに向けて、安保理で、本年と同様地球温暖化問題を集中協議するよう働きかけることが、京都議定書を取りまとめた議長国としての責任と考えるが、政府の見解を示されたい。

六 政府は、一から五をもつて、地球温暖化問題を来年日本で開催されるサミットの最重要テーマとして位置付け、地球温暖化対応の具体策を決定付けるようにすべきではないか。その際、我が国のポスト京都議定書の進め方について温室効果ガス排出削減量の数値を含め具体的に示し、世界をリードしていく姿勢が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

七 安倍アクションプランとも言うべき「二十一世紀環境立国戦略」については、我が国が地球温暖化問題へのリーダーシップを取ることにより、日本の顔を見せるべく、世界の動きとスケジュールを念頭にタイムリーかつ有効な戦略的行動を行えるよう、地球温暖化問題に特化した世界戦略にしたものにすべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 地球温暖化問題と関連して、今月、安倍内閣

総理大臣と中国の温家宝首相との間で合意した「環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」については、北東アジアのみならず世界規模で見ても大きな前進であり、安倍内閣総理大臣の見識と実行力に敬意を払い、高く評価する。そこで、これに対する政府の見解をそれぞれ示されたい。

#### 1 環境共同声明における「二〇一三年以降の実効的な枠組みの構築に関する過程に積極的に参加する」との文言は、中国の温室効果ガス排出の削減義務化に向かう第一歩であり、

高く評価する。政府は、こうした中国の責任ある姿勢を大切にするためにも、米国やイングランドの両国にも京都議定書やポスト議定書への責任ある参加をさらに働きかけるべきである。

2 渤海・黄海区域及び長江流域などの重要水域における水質汚濁防止は喫緊の課題であり、すぐに行動すべきである。産学官共同及び技術と資金をパッケージにして直ちに実行あるのみである。それには、ポストODAの資金と技術支援の新枠組みを早急に決めるべきである。

3 産学官の共同作業が大事である。産学官による実行委員会を設置するとともに、企業とNGOなど具体的な参加による行動計画を作成するべきである。

4 日中に加え、日中韓で環境対策事業を支援する環境ファンドを創設することにより、地

球温暖化対策を始め環境対策事業において、民間の活力を利用し効果的成果をあげるべきである。

右質問する。

4 日中に加え、日中韓で環境対策事業を支援する環境ファンドを創設することにより、技術や知見を活用しつつ、政府開発援助を通じて積極的に支援していく所存である。

四について

各府省庁から我が国の在外公館に派遣されるいわゆるアタッシュについて、基本的に各府省庁の要望を尊重しつつ、外務省において、その必要性、派遣先の在外公館における人員配置などを総合的に勘案した上で受け入れてきていく。

内閣総理大臣臨時代理  
内閣総理大臣 国務大臣 塩崎恭久  
参議院議長 扇千景殿

参議院議員荒井広幸君提出地球温暖化問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出地球温暖化問題等に関する質問に対する答弁書

#### 一について

政府としては、平成十七年四月二十八日に閣議決定した「京都議定書目標達成計画」にあるとおり、地球温暖化問題は自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものであり、人類の生存基盤にかかる最も重要な問題であると認識している。

各國に所在する我が国の大使館ごとの本年四月一日現在の定員数及びアタッシュの府省庁別定員数は次のとおりである。

インド 定員三十三人、警察庁一人、総務省

一人、財務省一人、文部科学省一人、農林水産省一人、経済産業省一人、国土交通省一人、防衛省一人

インドネシア 定員四十七人、警察庁一人、総務省一人、財務省一人、文部科学省一人、厚生労働省二人、農林水産省一人、経済産業省二

人、国土交通省二人、防衛省一人  
カンボジア 定員二十人、総務省一人、農林水産省一人

官報 (号外)

シンガポール 定員二十八人、総務省一人、財務省一人、厚生労働省一人、農林水産省一人、経済産業省二人	ブルネイ 定員十一人、農林水産省一人、経済産業省一人
スリランカ 定員二十二人、内閣府一人、厚生労働省一人、農林水産省一人	ペトナム 定員二十八人、総務省一人、財務省一人、文部科学省一人、農林水産省一人、経済産業省一人、国土交通省一人、防衛省一人
タイ 定員五十六人、内閣府一人、警察庁一人、総務省一人、法務省一人、厚生労働省一人、農林水産省二人	マレーシア 定員三十人、警察庁一人、総務省一人、財務省一人、国土交通省一人、農林水産省一人、文部科学省一人、厚生労働省一人、農林水産省二人
人、経済産業省一人、国土交通省二人、防衛省一人	省一人、文部科学省一人、農林水産省一人、経済産業省一人、国土交通省一人、農林水産省一人、防衛省一人
大韓民国 定員五十二人、警察庁一人、総務省一人、法務省一人、財務省一人、文部科学省二人、厚生労働省一人、農林水産省一人、経済産業省三人、防衛省三人	ミャンマー 定員二十三人、総務省一人、農林水産省一人、防衛省一人
中華人民共和国 定員七十九人、内閣府一人、警察庁一人、総務省一人、文部科学省二人、厚生労働省一人、農林水産省一人、経済産業省二人、国土交通省三人、防衛省四人	モンゴル 定員十七人、農林水産省一人
ネバール 定員十四人、農林水産省一人、国土交通省一人	ラオス 定員十六人、総務省一人、農林水産省一人
パキスタン 定員二十六人、総務省一人、農林水産省一人、環境省一人、防衛省一人	オーストラリア 定員二十三人、財務省一人、文部科学省一人、農林水産省一人、経済産業省一人、国土交通省二人、防衛省一人
人、国土交通省一人	ドミニカ共和国 定員十三人、農林水産省一人、経済産業省一人、国土交通省二人、防衛省一人
人、国土交通省一人	トリニダード・トバゴ 定員十二人、農林水産省一人、経済産業省一人
人、国土交通省一人	ギリシャ 定員九人、経済産業省一人
人、国土交通省一人	クロアチア 定員八人、文部科学省一人
人、国土交通省一人	スイス 定員十二人、総務省一人、財務省一人
人、国土交通省一人	スウェーデン 定員十四人、法務省一人、厚生労働省一人、国土交通省一人、防衛省一人
人、国土交通省一人	スペイン 定員十九人、財務省一人、農林水産省一人、経済産業省一人、国土交通省二人、環境省一人
人、国土交通省一人	セルビア 定員十五人、警察庁一人、公正取引委員会一人、法務省一人、防衛省一人
人、国土交通省一人	チエコ 定員十四人、内閣府一人、法務省一人、厚生労働省一人、農林水産省一人
人、国土交通省一人	デンマーク 定員十一人、農林水産省一人、国土交通省一人

ドイツ 定員四十三人、警察庁一人、総務省	水産省一人、経済産業省一人
一人、公正取引委員会一人、法務省二人、財務省	イラン 定員二十四人、農林水産省一人、経済産業省一人、国土交通省一人、防衛省一人
省二人、文部科学省二人、厚生労働省二人、農林水産省一人、経済産業省二人、国土交通省二	タンザニア 定員十三人 農林水産省一人、経済産業省一人
人、防衛省一人	ハンガリー 定員十四人、経済産業省一人、国土交通省一人、防衛省一人
ノルウェー 定員十四人、経済産業省一人、	クウェート 定員十三人、経済産業省一人、
国土交通省一人、防衛省一人	水産省一人、経済産業省一人
水産省一人、経済産業省一人	フィンランド 定員十四人、国土交通省一
人、防衛省一人	トルコ 定員十八人、財務省一人、農林水產省一
フランス 定員五十一人、警察庁一人、総務省	省一人、国土交通省一人、防衛省一人
省一人、法務省一人、財務省三人、文部科学省	バーレーン 定員十六人、総務省一人
二人、農林水産省一人、経済産業省三人、国土	ヨルダン 定員十六人、総務省一人
交通省二人、防衛省一人	レバノン 定員十三人、財務省一人、経済産業省一人
ブルガリア 定員十三人、経済産業省一人	アルジェリア 定員十三人、経済産業省一
ベルギー 定員十七人、総務省一人、財務省	人、国土交通省一人
一人、防衛省一人	エジプト 定員二十七人、財務省一人、農林水産省一人、国土交通省一人、防衛省一人
ポーランド 定員十七人、農林水産省一人、	水産省一人、経済産業省一人、国土交通省一
経済産業省一人、防衛省一人	人、防衛省一人
ポルトガル 定員十二人、経済産業省一人	エチオピア 定員十四人、総務省一人、農林水産省一人、国土交通省一人
ロシア 定員七十三人、内閣府一人、警察庁	ガーナ 定員十五人、農林水産省一人
一人、総務省一人、財務省一人、文部科学省一	ケニア 定員十八人、農林水産省一人、経済産業省一人、国土交通省一人、環境省一人
人、厚生労働省一人、農林水産省二人、経済産業省一人、国土交通省一人、防衛省四人	ザンビア 定員十六人、農林水産省一人、国土交通省一人
アフガニスタン 定員二十一人、文部科学省	ジンバブエ 定員十四人、総務省一人、農林水産省一人、国土交通省一人
一人、防衛省一人	イスラエル 定員二十四人、警察庁一人、経
六について	
地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかる最も重要な問題であり、政府としては、主要国首脳会議や国際連合の場を含む国際社会における議論を促し、これに積極的に参加していく考えである。	
八の1について	
我が国としては、二千十三年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みについて、米国、中国及びインドを含む主要な温室効果ガスの排出国が参加する実効性のある枠組みとすることが何よりも重要であるとの認識であり、米国や印度に対しても、こうした国際的な枠組みについての我が国の立場について理解を求めていきたいと考へている。	
八の2及び3について	
中国の環境問題は、我が国及び我が国を含む地域にも直接影響を及ぼし得る重要な問題である。本年四月十一日、温家宝中国国务院總理の訪日時に行われた日中首脳会談後に発出された「日中共同」プレス発表において、環境保護分野	

て主導的な役割を果たしていく考え方である。

国際的な枠組み作りについての具体的な進め方については、今後検討を行っていきたいと考えている。

## 七について

「二十一世紀環境立国戦略」では、地球温暖化問題が中心的な課題となるが、3R(廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle))や生物多様性の保全の問題も含め、環境全般にかかる中期的かつ戦略的な今後環境政策の方向性を明示する予定であり、御指摘の地球温暖化問題に特化した世界戦略とする考え方を持つていない。

ナイジェリア 定員十六人、厚生労働省一人、農林水産省一人、経済産業省一人

マダガスカル 定員十二人、農林水産省一人、南アフリカ共和国 定員二十三人、総務省一人、経済産業省一人

チュニジア 定員十三人、農林水産省一人

モロッコ 定員十二人、農林水産省一人、経済産業省一人

モロッコ 定員十二人、農林水産省一人、経済産業省一人

セネガル 定員十三人、農林水産省一人

タンザニア 定員十三人 農林水産省一人、経済産業省一人

官 報 (号 外)

での協力は、共通の戦略的利益に立脚した互恵関係の基本的な内容として協力の重点分野に位置付けられた。この日中首脳間の共通認識を踏まえ、日中間で具体的にいかなる協力をを行つていくかについて、御提案の考え方も踏まえつつ、今後検討していく考え方である。

八の4について

本年一月の日中韓首脳会議において、三か国の環境分野での協力を一層強化していくことに合意したところである。右合意に基づき、三か国間での協力をいかに強化していくかについては、今後検討していく考え方である。

官 報 (号 外)

第明治二十五年三月三十一日可

平成十九年五月九日 參議院會議錄第二十二号

発行所
二東京一〇五番地四號虎ノ門二四五丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二三三〇円)